

隋書卷八十一列傳第四
十六東夷傳の倭國の條

大業三年は隋の煬帝の時の年號で、即ち我が推古天皇の十五年に當る。その王多利思比孤とあるが、當時天皇は女帝であらせられるから固より誤である。これは小野妹子の祖先天帶彦國押人命（ひこくにかしひひと）の名を天皇の稱號と誤解して記したものであらう。

國書の文

また國書の文言については、いろいろの説がある。隋書の「日出處天子致書日沒處天子」無「恙」の文は、我が國史には見えない。そして小野妹子は歸朝の途中にこれに對する返書を紛失し、つひにこれを上ることができなかつたといふ。尙ほ不思議なことには、小野妹子と同道して來た裴世清が、日本に入朝して國書を上つてゐることである。また裴世清は六月十五日難波に著いて、八月三日に都に入つてゐる。これもその間の日數がいかにも長すぎるので、何か故のあることであらうと思はれる。或は朝廷に於て、妹子の國書紛失の一件を取調べてみたところが、妹子の紛失といふのは事實でなくて、實は先方より返書を得ることができなかつたことがわかつて、その結果裴世清を迎へるや否やについて議論があつたのではなからうか。妹子が國書を失つた罪に坐して一旦流刑に處せられようとしたが、それが特赦せられたのも、右のやうな理由があるのではなからうか。

再び妹子を遣はす

さて、裴世清が歸國する時にあたり、妹子はまたこれに同道して行つた。即ち妹子を大使とし、吉士雄成を副使とし、福利を通事として遣はされた。

裴世清が持參した國書には「皇帝問倭皇（云々）」とあつた。これに對して我國から送つた國書は、日本書紀推古天皇の十六年に、

再度の國書の文言

東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解（ヒシキヤキモヒヒユカス）云々

と記されてゐる。この二度目の國書の記録は日本書紀にはあるが、隋書には見えない。これに反して、前の「日出處天子（云々）」の國書は隋書にあつて、日本書紀には見えない。そこで異稱日本傳等には、この二つを以て同じ時のものとし、日本で東天皇云々と書いてやつたものを、隋書に日出處天子云々と書いたものであらうといふ説をたててゐる。然しながら、隋書にも使が二度行つたといふことは書いてあるのであるから、二つの國書は別のものとするところが穩當である。もし假りにこれが一度であつたとしてみれば、日本書紀の東天皇云々の國書には、その文言に「使人鴻臚寺掌客裴世清（云々）」とあつて、隋使の來朝に對する答禮の意味が記してある。さうしてみると、我より國書を送らないのに、隋から先づ使を以て書を送り來つたといふことになる。即ち小野妹子は第一回の使には國書無くして往き、これに對して先方から先づ國書を以て使が來て、その後始めて我國からその返書を出したといふこととなる。當時隋の國勢を以てして彼の國より先づ國書を齎すといふことが有り得るであらうか。

かやうに考へてみれば、國書は我國からは必ず二度出したものであるに相違ない。それを日本書紀及び隋書に各々一方のみを載せて他を落したものであらう。

これを要するに、我國が正式に隋と對等の交際を始めて彼の國の文化の移植を圖つたといふことは、聖德太子の施政の中に於て最も顯著なるものの一つである。

さて妹子が二回目にする時にあたり、留學生倭漢直福因・奈羅譯語惠明・高向漢人玄理・新漢人大國・學問僧新漢人日文(曼)・南淵漢人請安・志賀漢人慧隱・新漢人廣齊等總て八人を遣はした。妹子は翌十七年に歸朝した。ついで二十二年(隋の大業十年)犬上君御田歙・八田部造御婦等を隋に遣はされた。

六、佛教の興隆

佛教の興隆については、前に憲法制定の項に於て言及したことであるが、太子の佛法興隆は大陸文化の吸収を以てその主要目的とせられたものである。即ち國民の文化向上の手段のためにせられた佛法興隆で、單に佛教そのものの興隆のみを目的とせられたものではない。大陸の文化を輸入するためには、その文化の根柢をなす佛教の力によらなければならぬ。換言すれば、佛教の輸入即ち大陸文化の輸入であつたのである。

三韓はその地理的關係により、早くから支那文化の影響を受け、文化に於ては遙に我國を

凌いでゐた。従つて動もすれば文化の低い我國を輕んじ、文化の高い支那に傾いたのである。朝鮮半島に於ける國威失墜の一原因は、ここにもあるのである。太子はこの點に著目せられ、印度・支那・朝鮮等何れの國にも行はれてゐる佛教を採用して、我國の文化をこれらと同様に向上しようとせられたのである。そこで推古天皇二年三寶興隆の詔を下された。日本書紀推古天皇の條に、

二年の春二月、皇太子及び大臣に詔して、三寶を興隆せしむ。是の時、諸臣・連等、各々君親の恩の爲に競うて佛舎を造る。即ち是を寺と謂ふ。
とある。

三年に高麗の僧慧慈が來朝したので、太子はこれに就いて佛學を受けられた。十年には太子はもはやその奥義に達せられ、親しく法輪を轉せられた。十四年七月に天皇は太子をして勝鬘經を講せしめ、三日間でこれを終へられた。ついで法華經を講せられた。時に慧慈等は屢々驚嘆推服したといふ。(太子傳)十七年四月には勝鬘經の疏を始めて製せられ、十九年正月に了つた。二十年正月には維摩經の疏を始めて製られ、二十一年九月に了つた。二十二年正月には法華經の疏を製り始めて翌年四月に了つた。(太子傳)これらの三經の疏はその本文が今に傳はつてゐる。そしてその三經義疏のうち法華經義疏と勝鬘經義疏とは、その名が大日本

三經疏

經 太子の講 經 太子の講

古文書の正倉院文書に上宮太子の撰として明かに記されてあり、維摩經義疏の名は法隆寺資財帳の中に見えてゐる。更に又、智光の撰んだ淨名玄論略述、壽靈の撰んだ華嚴五教章指事記、法進の撰せる沙彌十戒威儀經疏等の書の中に上宮の解として引用してゐる語句が現存する三經の疏と全く符合することによつて、今日傳はるところの三經の疏は古く天平時代から聖德太子の御撰として知られてゐるところと全く同じで、太子がこれを作られたといふことは確かな事實である。

先年、皇室御物の中に聖德太子の筆と傳へる法華經義疏の四卷が発見せられた。これはもと法隆寺から皇室に献上したものである。これを見るに、開卷の初めにある内題の下に「此是大委國上宮王私集、非海彼本」とある。この語は後の人の記したものらしく本文とは多少筆蹟を異にするが、然も奈良時代を降るものではない。その意味は、この法華經義疏はこれ日本國上宮王の集められたものであつて、海の彼方の本とは異なるものの由を示したものである。又この卷子に附屬してゐる竹簧につけてある牙籤に「法華經疏四卷、御製」と記されてあるによつて、聖德太子の御撰であることが知られる。さて、その本文の筆蹟に至つては、いかにも太子の時代のものであつて、六朝の書風が顯著である。これを支那の西域、新疆や敦煌あたりから發見せられた古寫經等と比較してみても、その太子の時代

太子自筆
の法華經
義疏

のものであることは疑ない。その本文中には到る處に修正せられたる箇所があつて、或は貼紙をしたり、或は削つて書き直したり加筆したりした所が隨處に見える。即ち一度清書した後、更にこれを修正したことがわかる。これによつてこれを觀れば、この書は紛らふ方なき當時の稿本であつて、まさに我國最古の筆蹟であり、又まさに聖德太子の自筆と認めて差支ないと思ふ。但、更に嚴密に考へてみれば、或は太子が何人かに製らしめられてこれを太子の名に於て出されたといふことも考へられないではない。即ち當時の原稿であることは相違ないけれども、果して太子自身で書かれたものであるかどうかと特に疑深く考へれば考へられないことはない。然しこれはあまりに穿鑿に過ぎるかと思はれる。既に上にも述べた如く、古くから本書は太子の撰であると確認せられてゐるのであり、そしてこの御物の御本はその稿本であるから、これを以て太子の自筆であると認めるのが妥當であると思ふ。又その書風を拜するにいかにも輕妙自在、才氣横溢の趣あり、勿論ただの寫經生等の書いたものではなく、その筆致の上より觀て、太子の如き才氣煥發の方にして始めて能くするものであらうと思はれる。この筆蹟に於て仰ぐところの太子の風格は實に敏捷にして快俊とも評すべく、眞に當代の新人、支那文化移植の急先鋒となり、新しい空氣を最も早く吸收せられたその風采を、この明かな書風の上にも察することができる。(圖版八参照)

太子の日本人としての自覚

かくのごとく太子は大陸文化の輸入に熱心であつたのであるが、然しながらそれと同時に日本人としての自覚を失ふことはなかつた。太子の國家主義は三經の疏の中にもその鋒鏘を現し、日本思想獨立のきらめきを示してゐる。外交の上に於て「日出處天子云々」と大きく出られたその氣概と照應するものがあつて、三經義疏の隨處に佛出世の地即ち印度を指すに特に「外國」としてある。古來一般に印度は天竺或は西天などといふを常とするのに、太子がこれを外國といはれたのは特に意のある所で、太子が名分を正しうし内外の別を明かにせられた自主觀念の發現と見るべきものである。

この法華經の義疏は、支那南北朝時代梁の光宅寺の法雲の法華經義記を參考し、これを本義として採用せられたものであるが、然も決してこれに泥むことがなかつた。即ち自主的精神を以てこれに批判を下し、「私釋少しく異なり」とか、或は「今之を須ひず」とか、嚴重に取捨選擇を加へてある。これを以て見ても、その獨創の功が多かつたことが知られる。されば勝鬘經義疏は早く唐に齎され、法雲寺の僧明空が更にこれに私鈔を註して六卷とした。後、承和五年(八三三)圓仁慈覺大師が入唐した時始めてこの鈔の存在を知り、これを寫し得て同十四年歸朝して叡山に藏した。更に貞觀十三年(八七二)圓珍智證大師がその趣を跋後に記してこれを流傳し、鎌倉時代になつて西大寺の叡尊與正菩薩が一本を寫しておいたが、江戸時代に

勝鬘經義疏の支那人への輸入

なつて貞享三年(一七二四)上木せられたものが今日に傳はつてゐる。日本人の著作が支那へ逆輸入せられて、然もこれが支那人によつて註釋が加へられたといふことは、恐らく他に例の無いことであらう。

七、寺院の建立

太子建立の寺院としては先づ法隆寺がある。法隆寺は推古天皇の御代に創始せられた。本尊藥師如來の光背の銘によれば、天皇は聖德太子と共に用明天皇の遺志を繼がせられ、その十五年に佛像が始めて成り、金堂も亦その時に出來たらしい。然し五重塔・中門等はその後經營せられたものであらう。

現存の法隆寺の伽藍については、創建當時のままだといふ説と、天智天皇の即位三年(六六七)四月に焼亡して、その後和銅の頃再興せられたものであらうといふ説とあつて、明治以來學界の問題となつてゐたのであるが、近頃の研究では、その再建設の方が有力である。然しながら、いづれにしても今日まで千數百年を経たものであつて、實に木造建築として世界最古のものであることは今更言を俟たないところである。

また太子の建立せられた寺院としては四天王寺がある。四天王寺は推古天皇元年(五九二)の創立と傳へる。これは太子が守屋征伐の軍に加はられた時に四天王に祈願をこめられ、その

太子建立の寺院
法隆寺

四天王寺

亂が平いしてから従前の願を果さんがためにこの寺を建てられたといふことである。これは日本書紀にも出てゐることであるけれども、恐らくは日本書紀の編纂當時存在してゐた傳説から取つたものであつて、日本書紀にあるからといつて、これをそのまま事實であるとするとはできないと思ふ。當時は推古天皇の敕願によつて建立した法興寺の工事でさへもわざわざ百濟から寺工てらたくみの來朝を求めたほどであつた。その當時に於て四天王寺のやうな大伽藍が建て得られるものとは思はれない。恐らくは太子の本願によつて後の代に建てられたものであらうと思はれる。

このほか、太子建立の寺院として、法王帝説には中宮寺・蜂丘寺・池尻寺・橘寺・葛木寺の五箇寺を數へてある。

中宮寺

中宮寺は法隆寺の東にあり、一に斑鳩尼寺といふ。太子傳曆には、太子の母穴穗部間人皇后の宮であつたのを、皇后崩御の後寺となしたのであるといふ。

蜂丘寺
(廣隆寺)

蜂丘寺は山城國葛野郡太秦村(今、京都市右京區太秦)にあり、一に廣隆寺といふ。これは秦河勝が太子の命を奉じて造つたと傳へられる。

池尻寺
(法起寺)

池尻寺は法隆寺の東北方にあり、一に法起寺・岡本寺といふ。太子生前の宮殿の址を、その遺志によつて寺としたものであるといふ。

橘寺

橘寺は大和國高市郡高市村大字橘にあり、菩提寺又は上宮院などとも稱する。扶桑略記には、太子が勝鬘經を講せられた時に奇瑞があり、推古天皇の敕願によつて建立したものであるといふ。

葛木寺

葛木寺は今存しないが、古は大和國豐浦の近傍飛鳥の地にあつた。一に妙安寺といふ。太子傳曆には太子がこれを建てて葛城臣に賜ふとある。

かやうに、それぞれ太子の建立と傳へられてはゐるが、いづれも太子自ら建立せられたとは考へ難く、ただ多少太子に縁故のあるものであらうと考へ得るものである。

以上、太子の事蹟に關しその大略を述べた。これを約言すれば、これらの事實に現れた太子の精神は、新日本を建設し、國民思想の樹立を圖り、國家意識の覺醒に務め、自主觀念の發達を促すにあつた。そしてこれがためには、

一、社會組織を改造して氏族制度の弊を矯め、皇室を中心として權力をこれに集中すること。

二、大陸文化を吸収して國民の精神及び物質の兩方面に涉つて向上を圖り、更に外交を刷新して國際上の地位を高むることに努力せられたこと。

の二點に歸着するのである。

この太子の理想の總てが太子の在世中に實現せられるといふまでには至らず、それには尙ほこの後に於ける大化の改新より律令の制定に至るまで、多くの年所を経ることを要したのであるが、その根本主義は夙に聖德太子によつて建てられてゐたのであつて、この後數百年間に互る國是の大本は、實に太子によつてその基礎を築かれたのである。

第十三章 大化改新と律令制定

唐の制度
文物輸入

聖德太子の改革の後、唐と直接交通の氣運が到來して遣唐使・留學生・留學僧の渡航が頻繁になり、唐土の新智識が盛んに輸入せられ、百般の制度文物は多く支那より移植せられた。

大化建元

孝德天皇の即位元年(五六四)始めて支那の制に倣つて年號を建て大化と稱した。この年から改新の準備に着手して、翌二年に至つて有名なる改新の詔を發せられたのである。

大化改新
の原因

大化の改新は曩に聖德太子がその先鞭を著けられたもので、太子の理想がここに實現したのである。そしてこの改新の原因と見るべきものは、一には氏族制度の弊害であり、二には海外文化の影響である。

氏族制度
の弊害

氏族制度の弊害については既に聖德太子の章に於て述べたとほりであるが、政治的には官職を世襲し、人材登用の路を塞ぎ、爲に文化は停滞し、經濟的には私有の人民を驅使して土地兼併を行ひ、大氏族は小氏族を合せ、爲に朝廷の御料に屬すべき土地もまた大氏族がこれを妨げ、朝廷に納めらるべき貢も臣・連・伴造等によつて收斂せられた。大化元年九月の詔の中に、

古より以降、天皇の時毎に、代民を置き標して、名を後に垂る。其の臣・連等、伴造・國造各、己が民を置いて、情を恣にして驅使し、又國縣の山海林野池田を割きて、以て己が財と爲し、争戦已まず。或者は數萬頃じふまんぎんの田を兼ね併せ、或者は全く針を容るるの少地も無し。調賦みづりを進むる時におよんで、其の臣・連・伴造等、先づ自ら收斂せうれんめて、然る後に分ち進む。云々

とある。

加ふるに、強力なる氏族間の權力の争は、延いて累々皇室に及ぼし、その勢の激するところ蘇我馬子の大逆事件となり、蝦夷・入鹿は皇位繼承に容喙し、上宮王家を亡し、國民は氏族あるを知つて皇室あるを知らず、その弊害の及ぶところ測り知らざるものあるに至つた。その弊を打破して皇室中心主義を確立し、人民を皇室に直屬せしむることは、早く聖德太子の理想とせられたところであつたが、然も未だ實現にまでは及んでゐなかつたのである。右の弊風を打破して新政を樹立するためには、何等か特別の誘因を必要とする。そしてここに海外文化の影響はその力強い誘因となつたのである。

海外文化の影響

推古天皇十五年始めて遣隋使を遣はして以來、留學生・留學僧等はいづれも燦然たる隋唐の文化を傳へて相踵いで歸朝した。南淵漢人請安・僧旻及び高向漢人玄理等はその中の逸材であつた。これらの人々の力によつて大化の改新は完成せられたのである。

改新は復古の名に始まる

さて、大化の改新の發端は、先づ復古の名に於て始められた。これは舊體制を謳歌する閥族等の非難を他に轉せしむる所以のものであつて、この時にあつての巧妙なる政策であつた。即ち大化元年七月十二日に名族蘇我石川麻呂・阿倍倉梯麻呂の左右大臣に詔を下され、「當に上古聖王の跡に遵ひて天の下を治め、復當に信あつて天の下を治む可し。」と仰せられ、翌十三日にまた詔して「歴く大夫と百の伴造等とに、悦びを以て民を使ふの路を問ふ可し。」と仰せられた。更に從來の閥族等に詔して、民の患苦を問ひ、冤枉を訴へしめ、また地方豪族を戒めて、貧民の土地を兼併するを禁じ、ついで使を四方に遣はして、郡國の刀・甲・弓・矢等の兵器を收め聚めしめられた。

改新の要 私領の土 地人民廢 止

かくして新政の詔を發せられた。その要點は左のとほりである。

一、土地人民の統治について 從來公地公民といふべきものは、天皇の直轄せられた御子代・御名代の民及び屯倉等皇族の所有する土地人民に過ぎず。その他の土地人民は總て氏族の私有するところであつた。氏族はその部民に對し司法行政の實權を有し、その領域内の人民を戦闘に使用することさへした。ここに氏族制度の弊を除き中央集權の實を擧げるためには、その土地人民を收公して氏族橫暴の禍根を絶たねばならなかつた。これによつて大化二年正月私領廢止の詔を發し、從來臣・連・伴造の有せし土地部民を

收めて公地公民とした。同年三月、中大兄皇子はその私有の入部いりぶ五百二十四口と屯倉とんぐら一百八十一所とを獻じて範を示された。これによつて群臣豪族いづれも太子に倣つて漸次獻上するに至つた。

班田收授

戸口調査
田畑檢校

二、班田收授の法 收公せられた土地は改めて人民に班給せられた。その準備として、大化元年八月に先づ東國の國司を任じ、これに命じて戸口の調査及び田畝の檢校が講せられた。後また各國に戸口調査の特使が派遣せられた。班給せられる土地は、上下を通じ均等に男子は人別二段、女子はその三分の二を賜はり、六年毎にその死闕を檢して或はこれを收め、或は授けられる。これを口分田といふ。但しこれは今の規定であつて、大化改新當時の制度とは多少相違があるかも知れない。大化二年正月より白雉三年(六五)正月までの間に初度の班田が行はれた。この班田の制度が如何なる程度まで實施せられたかについては多くの疑問がある。薩摩の大隅は天平の初年まで班田の施行を見なかつたといふやうな例もある。國內上下に亙つて完全に施行せられたか否や、尙ほ將來の研究を俟たなければならぬ。(續紀、食)

租庸調

三、租・庸・調 租は田地一段毎に稻二束二把、一町に二十二束である。調は田一町に絹一丈・綿二丈・布四丈を賦課する。戸別には調のみで租は無く、布一丈二尺に土産の

物即ち鹽・魚等を添へて納める。庸ちからは戸毎に米五斗・布一丈五尺である。

中央官制

四、中央官制 大化二年八月、群臣諸氏族の舊職を罷め、新に百官を設け、且つ位階を定めて官位を以て敍する旨を宣言せられた。その制度は詳かでないが、同五年二月に至つて高向玄理・僧旻に命じて八省百官を置かしむ、といふことがある。蓋しこの頃に至つて漸く草案が出来たのであらう。然しながら容易に施行には至らなかつたらしい。大寶令に見るやうな官制は未だ出来てゐなかつたらしい。太政大臣すら天智天皇の御代に至つて始めて任せられてゐる。

冠位の制

五、冠位の制 推古天皇の御代に冠位十二階を定められてから四十餘年の間はそのままであつたが、大化三年十二月改定せられ七色十三階となつた。同五年正月更に改定せられ、冠十九階となり、後また天智天皇稱制三年更に二十六階となつた。

地方制度

六、地方制度 大化元年八月に東國等の國司を任じたことは先に述べたとほりである。それと同時に施政の方針について訓戒せられた。同二年正月の詔に、京師の制を修め、畿内の區域を定め、地方には國・郡・里を置いた。五十戸を一里とし、四十里を大郡、三十里以下四里以上を中郡、三里を以て小郡とす。里には里長を置き、戸口調査・警察・收税等の事を掌る。郡には郡司を設け、大領・少領・主領・主帳の四等の官を置

京師の制
地方の制

く。大領・少領は従来の國造のうち性識清廉にして時務に堪へる者を取つて任じ、主政・主帳の補任は強幹聰敏にして書算に工なる者を以てした。國には國司を置き、その長官の如きは材幹ある者を選んで京都よりこれを派遣した。

以上が大化改新の大略である。

隋唐の制度參酌

太子の理想實現

この改革は言ふまでもなく隋唐の制度を採用したものであつて、彼の制度そのままの模倣ではないにしても、これを標準として多少斟酌するところがあつた。そしてこの改革によつて中央集權の實が揚り、「國に二君なく民に兩主なし」といはれた聖德太子の理想はここに實現した。中大兄皇子は更にこの旨を述べて「天に雙日無く、國に二王無し、是の故に天下を兼ね併せて、萬民を使ひたまふべきは、唯天皇のみ」と宣せられた。

舊家の特典

これがために舊來の國造・伴造等はおのづからその特權を剝脱せられたわけであるが、然しながら從來あつた舊家にはそれぞれ特典を與へられたので、臣・連・伴造・國造等はその私有地を失はずしてこれを保有する者あり、又その材によつては登用せられ、地方官としては特に郡司に任用の例も定められてゐたのであるから、直ちに經濟に大いなる影響を及ぼすやうなことはなかつたであらう。例へば、伊賀國に居た伊賀朝臣はその子孫が奈良時代に郡領であつたことは、大日本古文書天平三年二月七日伊賀國正稅帳に「郡領伊賀朝臣果安」の

名があるによつて知られる。

舊族の不平

中大兄皇子即位の理由

然しながら、漸く年月を経るに従つて舊族が威權を失ひ、またその勢力が漸次衰へたことは事實であらう。故にこれらの豪族が不平を起したのは想像するに難からぬことである。孝德天皇が崩御の後、皇太子たる中大兄皇子が即位せらるる筈であつたのであるが、當時の事情は皇子の即位せられるには保守派の反抗形勢等もあり不便なるものがあつた。そこで中大兄皇子は暫く御位を避けて、皇祖母を推し立てて御位に即けられた。即ち齊明天皇にて在します。間もなく齊明天皇は崩御あらせられたが、皇太子は直ちに即位せられず、素服して制を稱せらるること實に六年の長きに及んで、その第七年目に始めて位に即かせられた。即ち天智天皇に在します。これ恐らく當時天皇の立てさせられた改革の理想を悦ばずして不平を懐く者が多く、これを顧慮せられて即位を躊躇せられたに因るものであらう。

壬申の亂の原因

かくのごとくにして、天智天皇が崩御せられた後、皇太子大友皇子と皇弟大海人皇子との間に於ける皇位繼承の問題を生じ、つひに壬申の亂を惹起するに至つた。壬申の亂は種々の事情の錯綜したものがあつて、一つには天智天皇と大海人皇子とが早くより不和にましましたこともあり、また一つには征韓の軍が失敗に歸してこれが民心に影響したこともあるであらう。然し更に大いなる一つの原因は、天智天皇の改革に對する守舊派達の保守的思想の反

動であつた。即ち舊閥族等の不平の勃發がやがて近江朝廷に對する反動となり、つひに大友皇子に敵對するやうになつたものである。また天智天皇が近江に都を遷されたことは、一つには大和の舊閥族より離れて改革の實施に便するためであつたと思はれる。そしてその天皇の新政に便なるところのものは、舊閥族の喜ばざるところであつた。故に當時近江遷都を喜ばずしてこれを諷諫した數多の重祿が現れてゐた。かかる多くの不平反對が間接に大友皇子に禍したものだと思はれる。

天武天皇
の保守傾向

大化の改新に對する反抗思想のあつたことは右のとほりである。そして大海人皇子即ち天武天皇は保守的の傾向にましました。即ち天皇十一年九月に倭直以下總て三十八氏に姓を賜うて連といへるが如き、ついで十二年十月に八色の姓を定められたが如きは稍々形式的のものではあつたが、猶ほ舊制度を復興して改革を緩和しようとする意味もあつたかと思はれる。

大勢の趨向は唐文化の輸入にあり

然しながら、朝に立つた者が在野の時の主張を直ちにそのまま實行して盡く前代の制を翻すことのできないのは、古今屢々例のあることである。されば天武天皇も亦大勢の趨向に隨ひ給ひ、大化改新の大方針は依然としてそのまま進むべき徑路を辿り、かくて天下の趨勢は益々唐の文化の輸入に向つて進んだ。その結果つひに律令の發布にまで運んだのである。

律令制度

律令制度は既に天智天皇の時に中臣鎌足等をして令二十二卷を制定せしめられたことがあ

近江朝廷の令

る。これを近江朝廷の令といふ。實に本邦律令の初めである。但しその本文は今傳はつてゐない。これについては、天智天皇の時には未だその卷數までは定まつてをらず、その後、天武天皇の時にこれを改訂し、持統天皇の御代にこれを二十二卷として發布せられたのであるといふ説もある。(近藤芳樹博士「注令考」参照)

大寶令

ついで文武天皇四年(七〇)六月、刑部親王・藤原朝臣不比等・粟田朝臣真人等十餘人に敕して律令を制定せしめ、翌大寶元年八月に至つて始めて完成した。そしてこの律令は大略前朝即ち天武天皇の定められた律令に準據し、律六卷・令十一卷を定め、この年六月勅して庶務一に新令に依れと宣せられ、八月には更に明法博士を諸道に遣はして新令を講せしめられた。翌二年二月始めて新律を天下に頒たしめられた。これが大寶律令である。

養老律令

その後、元正天皇の養老二年(七二)に至り再び藤原不比等が敕を奉じて律令を刊修し各十卷となす。即ち律十卷・令十卷より成る。これを養老律令といふ。現在大寶律令と稱するものはこの養老律令である。これに對して大寶令を古令といふ。

後世制度の標範

この律令のうち令は今日に傳はつてゐるが、律は多く闕佚した。この律令は後世に至るまで制度の標範となり、その位階官職の制度の如きは明治維新の後までもこれを襲用したのである。

唐の制度採用

戸籍の制度

この律令制度の内容についてはここに説明する違がないので總て省略に従ふが、その微細な點はさて置いて、大體に於て唐の制度の長所を採つて、それに倣つたものである。その一二の例を挙げれば、戸籍の制度の如きは戸籍作製の形式に至るまで略々支那の制度と同様であることは、正倉院御物なる大寶二年戸籍と本願寺の大谷光瑞氏が新疆省に於て發掘して持歸つた遺物の中なる戸籍の斷片（唐鈔論語孔氏本鄭玄注斷片裏書——吐哈溝（Toukuk）出土、西域考古圖譜卷之下所載經籍（1）—2、史料（17）—3）と比較してみれば、思半ばに過ぎるものがあらう。（圖版二〇・一一參照）（大谷氏の新疆省探險は前後三四回あり、一回は明治三十五年より七年に、二回は四十二年より四十二年に、三回は四十三年より四十二年に互つて行はれた。）

兵制

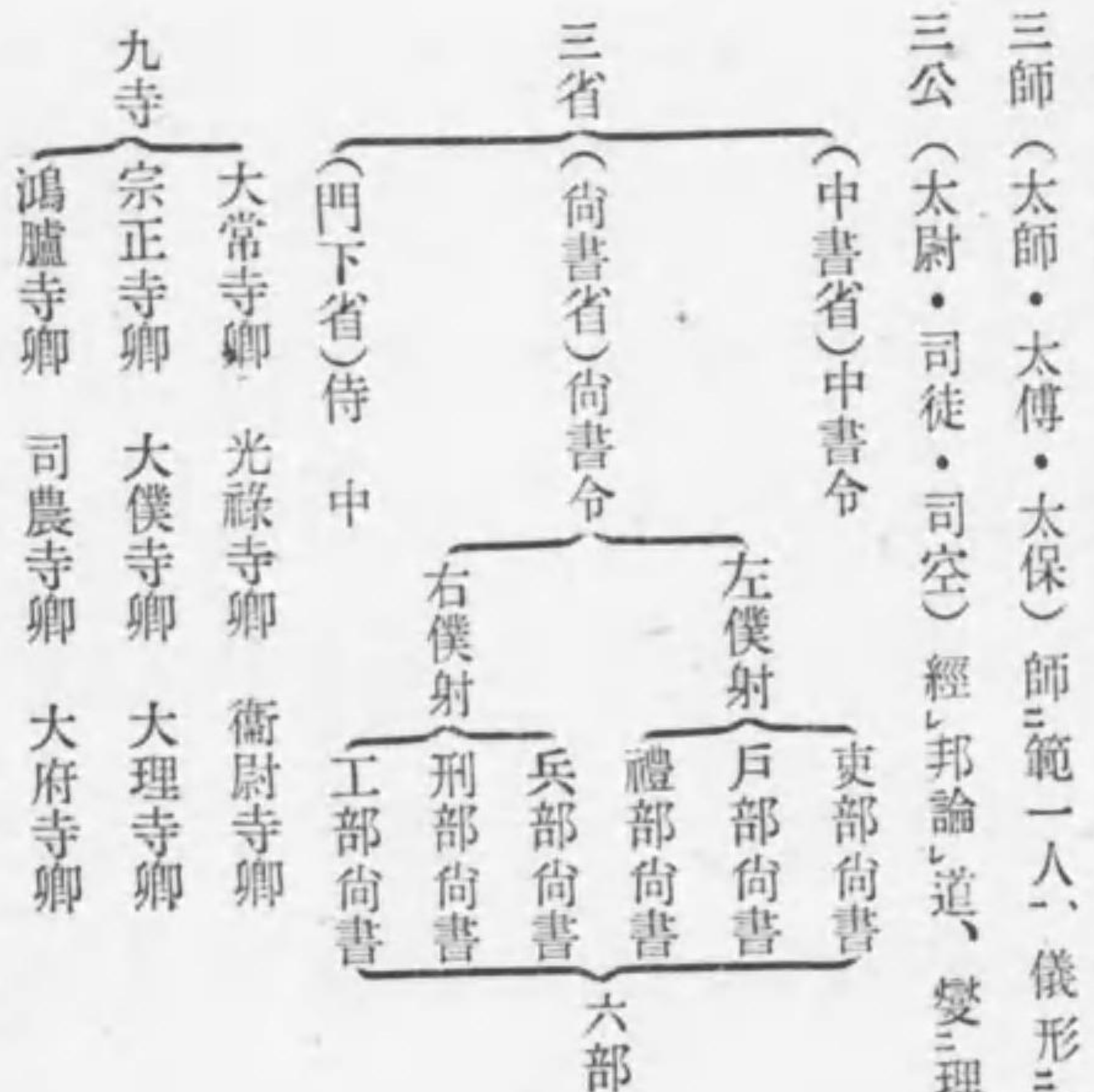
また兵制の如きも、唐の兵制の翻譯といふも不可なきものである。即ち將校の名稱を校尉・旅帥・隊正といふこと、民二十にして兵となり、六十にして免すること、府兵交替して京に出でて宿衛に備ふること、兵士の兵糧・武器等を自辨することなどは皆唐の制度と同じである。かくのごとく唐の兵制を移植するにあつて我が國情を斟酌することの足りなかつたがために、折角の兵制そのものが十分に實行できなくて、間もなくその廢弛を見るやうになつたのである。（第二十七章武（土の興起參照））

唐制採用に當り當局の苦心

右の如く、大寶令は唐制の模倣が少くはないけれども、必ずしも總て唐制をそのままに移植したものでなくて、中には頗る苦心を費して我國の風俗や人情等をも考慮參酌して損益

唐の官制と我が官制の比較

修正した跡の窺はれるものもないではない。即ちその一例を官制について唐制と比較してみれば、唐の官制は大略左表のとほりである。

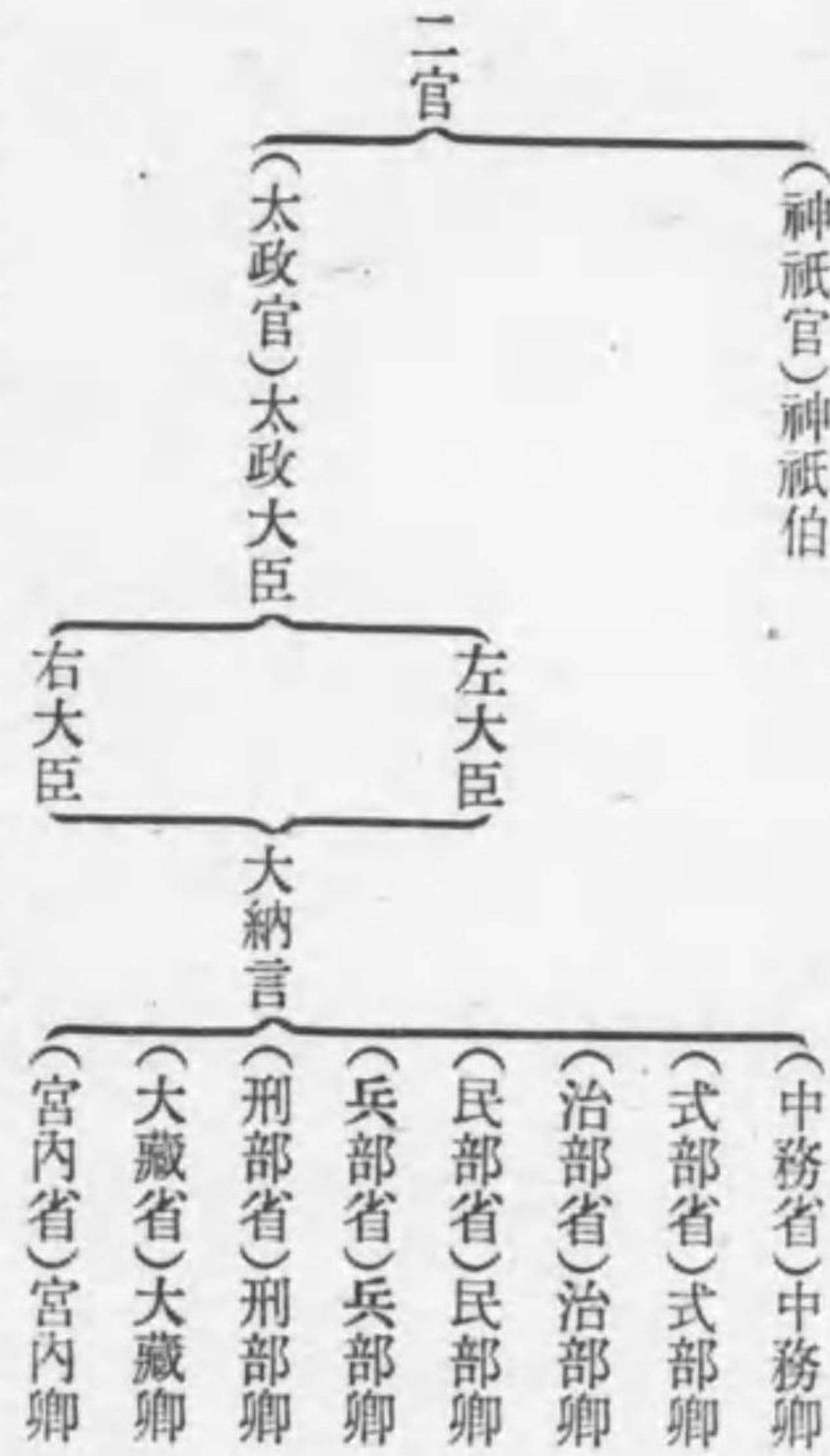


並無其人一則闕

右の表の如く、唐の官制は上に三師三公があつて、その次に三省即ち中書・尚書・門下の各省があり、尚書省の下に左僕射・右僕射があつて、その下に吏部・戸部・禮部・兵部・刑

部・工部の六部があり、別にまた九寺といふものがある。そのうち三師は周時代の官名であり、三公九寺は兩漢時代の官制であり、三省六部は魏晉以後の新官制である。唐はこれらの新舊官制を總て併用したためにその組織系統が極めて複雑で、無用の冗官が多い。例へば禮樂祭祀を掌る大常寺は禮部と重複し、刑獄を掌る大理寺は刑部と重複するの類である。

ここに於て我が大寶令に於てはこれらの冗官を廢め、重複を省き、全體の組織が簡にして要を得たものである。即ち大寶令の官制を表示すれば次の如くである。



この表によつて知らるる如く、我國の官制に於ては、上に神祇官・太政官の二官を置き、

太政官は太政大臣がこれを統べ、左大臣・右大臣がその下にあつて更にその下に大納言があり、中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内の八省が設けてある。

かくのごとく我が官制は最も簡單に組織せられてゐる。神祇官を別に設けて然もこれを太政官と並べたのは、實に我國獨得の制度であつて、古來祭祀を重んずる風習に出でたものである。また太政官の官制に於て、太政大臣は「師範一人、儀形四海、經邦論道、變理陰陽。

無其人則闕」と定められてゐるのは、唐の官制に於ける三師三公の職を兼ね合せたものである。これによつて太政大臣を則闕之官といふ。然も太政官は唐の尙書省に相當してゐるから、太政大臣は同時に尙書令にも比すべきものである。また唐の中書省に當るべき中務省をば八省の一に列し、門下省の長官門下侍中の職掌を執るべき大納言を太政大臣の下に置いて實權の所在を統一した。また唐の大府寺に當るべき大藏省を特に八省の一に列した。また唐の光祿寺(膳羞の事を掌る)・宗正寺(皇族系譜の事を掌る)を併せて宮内省を置き、同じく八省の一として宮廷に關する事務を掌らしめた。これらはいづれも我國の官制を定むるにあつて、當時の立法者が大いに意を用ひたところであらう。(藤原博士「王制の律令と唐の律令」(歴史と地理第四卷ノ五))

考課令に於ける我が特長の

また一例を考課令にとつてみるに、我が考課令も唐の六典に見ゆる考課令も共にその初めに徳義有聞・清慎顯著・公平可稱・恪勤匪懈の四項を擧げて、これを四善としてゐることは

同じである。然し、次に多くの「最」といふものを列してゐる。我が考課令には神祇祭祀不違常典、爲神祇官之最の項より以下四十二の「最」がある。唐六典には二十七最を擧げてゐるが、我が考課令にはそれと條文の文句の同じものもかなりあるが、全く彼に無いもの、又は異なるものは頗る多くあるのであつて、一々唐の制度に模倣したとは言ふべからざるものである。(岡田正之博士「近江奈良朝の漢文學」)

繼嗣令の制定

次にまた我國の令には繼嗣令がある。これは嫡嗣を定める制度で、朝廷に於ては親王諸王を定める規定を録したものである。唐六典にも嫡嗣を定めることはあるが、特に繼嗣令を設けてはない。これ我國に於ける門地家柄を貴び本來の分を正す風習によつてこの令を設けたものであらう。

五等親の制定

また我が令制にては五等親を定めて、一等親は父・母・養父母・夫及び子、二等親は祖母・伯叔父・姑・兄弟姉妹・妻妾・姪・孫・夫の父母・子の婦をいひ、その他三等親より五等親に至るまでそれぞれ定めてある。かくのごときは唐六典等には見當らない。これらも我國獨得の慣習風俗によつて新機軸を出したものであらう。(小中村清矩「大寶令の中古以來の習慣」に依りて製作せし所々(法制論叢)

學令の制定

次に我が學令と唐の六典とを比較して見るに、我が制度は唐制を模して修正を加へたものなることは明かである。即ち六典では、禮記・春秋左氏傳を大經とし、毛詩・周禮・儀禮を

中經とし、周易・尚書・春秋公羊傳・春秋穀梁傳を小經とし、二經を學ぶ者は大經一、小經一、又は中經二を選ぶ。三經を學ぶ者は大中小各一經を選び、五經を學ぶ者は大經二、中小經中より三を選ぶべき規定になつてゐる。そして孝經・論語・老子は學者兼習で、すべての人が兼ね習ふべきものと定めてある。これに對して、我が學令では、大中小の別及び兼習の制は同様であるけれども、小經からは公羊傳と穀梁傳とを除き、兼修課目からは老子を除いてゐる。これ春秋三傳の間には、互に矛盾する學説を含み、殊に公羊派の學説中には、革命を當然視する傾向があるにより、左氏の名分論によつて君臣父子の大義綱紀を維持せんとする主意より出たことであらう。また老莊の教は、獨善主義で、政教に害あるといふ當時の思想によつて、老子を除いたのであらう。かくのごとく唐制をそのまま採用せず、修正を加へてゐる所に我が學令の特長が認められる。(武内義雄氏「支那思想と日本」(文部省發行教科書第十一)

第十四章 百濟・高句麗及び新羅との交渉

百濟の形勢

百濟は威徳王以後、國運日に縮まり、殊に任那の地は全く新羅に併吞せられ、我國の勢力は半島の地を掃つた。ここに於て百濟も我國の保護のみを以て安んずることができず、宿昔の怨恨を捨てて高句麗に援を求めた。

高句麗の形勢

高句麗は曩に新羅と同盟して百濟を攻めたけれども、その結果はただ新羅の國勢を盛んならしめたのみで、高句麗自らは何の得るところもなかつたので、つひに百濟と同盟して新羅を抑へようとした。時に支那に於ては隋が南北兩朝を統一し、ついで高句麗を攻めたがその目的を達することができず、高句麗はよくこれを防いで隋の煬帝の大軍を破り、勢に乗じて百濟と共に連りに新羅を侵略した。

百濟と同盟

新羅は二國の同盟軍に敵すること能はず、隋に朝貢してその保護を仰ぐこととなつた。隋が亡んで唐が起るに及び、新羅は屢々使を唐に遣はして救助を求めた。偶々高句麗には内紛があり、唐の太宗はこれに乗じて高句麗を征服せんとして親ら大軍を率ゐて遼東に侵入したが敗れて歸つた。太宗殂して高宗の代となり、新羅はその援を請ふこと益々急であつた。高

唐・新羅の聯合軍が百濟を攻む

宗は隋以來陸路より高句麗を攻めて失敗に歸したことに鑑み、大いに船艦を造つて海路より攻めようとした。かくて齊明天皇六年(六六〇)將を遣はして海路より先づ百濟を攻め、新羅は陸路よりこれに會して百濟を伐つてその都城泗泚を圍んだ。百濟は水陸より唐羅二軍に攻められ、これを防ぐこと能はず、義慈王は城を出でて熊津に逃れた。王子等は一度は留つて城を防がうとしたが、その支ふべからざるを知つて出でて降り、王も亦つひに唐に降つた。

齊明天皇が百濟を援け給ふ

その後百濟の遺臣鬼室福信等百濟の恢復を志し、王子豊が我國に人質となつてゐたのを迎へて王となし、且つ我が援兵を請うた。(百濟の王子の名は、日本書紀には福信とあるが、これは父の名と豊とを合せて一人の名としたもので誤である。舊唐書・三國史記・東國通鑑等に單に豊とあるを以て正し)齊明天皇はこれを許されて翌七年親ら舟師を率ゐて筑紫に行幸せられたが、同年七月疾に罹りて朝倉橋廣庭宮(福岡縣筑紫郡宮野村字須川)に崩せられた。

天智天皇の百濟を援け

皇太子中大兄皇子は素服して政を聞召し、翌年五月舟師を發して百濟・高句麗を救はしめられた。然るに豊は福信の權を専らにするを惡み、讒を信じて福信を殺した。新羅はこの機に乗じて百濟を攻め、唐の將劉仁軌も船艦を率ゐて白村江(今の遼江の河口)に陣した。我が援兵は唐軍と戦つて利あらず、つひに退いた。ここに於て豊は高句麗に奔り、百濟は全く滅亡した。

高句麗も滅ぶ

實に天智天皇稱制二年(三六六)八月のことである。高句麗も天智天皇即位元年(八六六)十月唐將のために滅ばされた。

時に新羅は文武王位に在り、百濟の地を經略し高句麗の遺民を援けて亂を起さしめ、これに乗じて唐の領土を略し、つひに朝鮮半島を統一した。

百濟の遺
民が文化と
我が文化と
への影響

百濟の滅亡するや、多數の遺民が我國に移住した。即ち、天智天皇稱制四年には百濟の百姓男女四百餘人を近江國に居き、翌五年には百濟の男女二千餘人を東國に居らしめた。百濟遺民の歸化によつて我國に於ける教育の進歩、佛教の弘通その他百般の工藝技術の發達を助け、我國文化の發展に貢獻するところが少くなかつた。佐平余自信は百濟の王族で、その遺民を率ゐて來た人である。沙宅紹明は法官大輔、鬼室集斯は學職頭である。そのほか木素貴子・達率谷那晋首・憶禮福留・答休春初は各々兵法に長じてゐた。体日比子贊波羅・金羅金須・鬼室集信・達率德頂上・吉大尙等はいづれも藥法を解し、許率母は五經に明かに、角福牟は陰陽に通じてゐた。(日本紀天) 中でも沙宅紹明は答休春初・吉大尙・許率母・木素貴子等と共に大友皇子(天武)の賓客となつた。(漢書) 皇子が文藻に長じてゐられたのも、これらの歸化人に負ふところが多いであらう。

聖武・孝謙天皇の頃に居た内藏頭兼大外記遠江守高丘宿禰比良麻呂の祖沙門詠は、近江朝歲次癸亥即ち天智天皇の二年に百濟より歸化し、比良麻呂の父樂浪河内は正五位下大學頭となり、姓を改めて高丘連と稱した、とある。(續日本紀、稱制天皇時、天智二年六月の條)

唐及び新
羅に對す
る防備

この後、唐及び新羅より來襲の虞あるを以て、天智天皇稱制三年(西六)對馬・壹岐・筑紫等に防人と烽とを置き、また筑紫に大堤を築き水を貯へて水城といひ、防備を嚴にした。

防人は即ち崎守の意で、西海の要所を守る兵士をいふ。孝德天皇大化二年の條に始めて防人の名が見える。大寶以後には大宰府に防人司があつてこれを統轄した。諸國の軍團の兵士の中より選んで派遣するのである。烽は即ち飛火の意で、合圖に焚く篝火の意である。全國數箇所^(藤原縣筑紫)に設け、變あるに際しこれを揚げて急を報せしむる。晝は煙を發し、夜は炬火を燃す。水城は大堤によつて水を貯へたもので、今も村名になつてその跡を存してゐる。(藤原縣筑紫) 左右より山の端の相合せんとして狹隘なる谷地をなす所に堤を造り、これに水を湛へた。その堤は現在高さ凡そ五間、根盤二十七間、東西延長八町餘に及ぶ。

翌四年八月に長門國及び筑紫國大野・及椽に城を築いたが、その土木事業の任にあたつた者は百濟の歸化人達率答休春初及び達率憶禮福留・達率四比福夫等である。

同六年に大倭國高安城・讚岐國山田郡屋嶋城・對馬國金田城を築き、同即位三年(西六)にも大宰府亦長門に一城、筑紫に二城を築いた。このほかに尙ほ大宰府が筑前に設けられてゐた。

大宰府はこれを「おほみこともちのつかさ」と訓む。初めは外敵防禦をその重要な任務としたが、後には西海諸國を統轄し、外蕃諸國との交渉に當ることとなつた。建置の

百濟・高句麗人の
歸化

年代は明かでない。府の長官を大宰帥又は率といふ。この後と雖も百濟人或は高句麗人の我國に來つて歸化する者が長く續いて、我國の文化はこれらの歸化人等によつて直接間接に大いなる刺激を得た。今それら歸化の事實の主なるものを左に列挙する。

天武天皇十二年(西六八)五月、歸化の百濟の僧俗男女併せて二十三人、皆武藏國に置く。

同十三年(五八)九月、歸化の高句麗人等に祿を賜ふこと各、差あり。

持統天皇元年(六八)三月、歸化の高句麗人五十六人を常陸國に居らしむ。

同四年(六九)五月、百濟の男女二十一人歸化す。

元正天皇靈龜二年(七二)五月、駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野七國の高句麗人千七百九十九人を武藏國に遷し、始めて高麗郡を置く。

桓武天皇延暦十八年(七九)十二月、甲斐國人止彌若虫・久信耳鷹長等一百九十人が申すに、己等の先祖はもとこれ百濟人で、聖朝を仰ぎ慕つて歸化して來たが、未だ蕃姓を改めず、伏して改姓を蒙らんことを請ふと言つたので、若虫に姓石川、鷹長等に姓廣石野を賜うた。

同年同月信濃國人外從六下卦婁眞老以下の諸人等が、己等の先は高麗人で、小治田(推古天皇)・飛鳥(舒明天皇)二朝の頃來朝歸化したが未だ本號を改めず、伏して望むらくは姓を

改められんことをと請うたので、それぞれに姓を賜うた。

次に新羅との交渉について大化以後の事實を掲げる。

大化以後
新羅との
交渉

孝德天皇大化二年(六四)九月高向黑麻呂(玄理)を新羅に遣はし、質を貢らしめ、つひに任那の調を罷めた。これは大日本史にも云へる如く、任那が獨立し得ざるに至つたため新羅にこれを領有せしめ、その代りに新羅の質を徴したものであらう。(大日本史卷二百三十七任那列傳)

翌三年四月、新羅はその上臣大阿飡金春秋等を護送して、高向玄理の歸朝と共に來朝せしめた。同五年五月には我國より三輪君色夫等を使として新羅に遣はした。この歳、彼の國よりは沙喙部沙飡金多遂を遣はして質となし、大阿飡金春秋に代らしめた。

國交の圓

この後も質は絶えず入れ代つて來り、また貢調使も常に來朝した。我が天皇の即位に際してはこれを賀し、大喪に際してはこれを弔し、我國からも彼の國葬には使者を遣はしてその誼を厚うした。文武天皇慶雲三年(七〇)正月に新羅の使者金儒吉の歸るに託してその王に敕書を賜ひ、同年八月には大使美努連淨麻呂等を遣はし、十一月に新羅國王に敕書を賜うて、その連年朝貢を怠ることなきを嘉せられた。

この頃は彼我の國交は最も圓満であつた。從來新羅の使者は大宰府に於て接待してゐたのを、和銅二年(七三)には特に延いて京に入らしめてその待遇を鄭重にし、その五月には前例を

破つて新羅の使者金信等を朝堂に宴し祿を賜ふこと差あり、また右大臣藤原朝臣不比等が使者と太政官廳に會見した。執政大臣が新羅の使と相見るところは従前無きところであるといふので、かの使者は深く欣懼してその懇志を謝した。また和銅七年(四七二)十一月新羅より重阿漚金元靜等二十餘人が朝貢に来て、十二月入京に際しては布勢朝臣人・大野朝臣東人が騎兵百七十を率ゐてこれを迎へ導き、翌靈龜元年正月にはこれを朝に饗した。

聖武天皇神龜三年(六七三)五月には新羅の使薩漚金造近等が來朝し、翌六月、天皇は軒に臨んで新羅使の調物を貢するのを見そなはせられ、また金造近等を朝堂に饗し祿を賜うた。

その頃に於ける我國と新羅との關係は、我國よりは彼に使を遣はして交聘せしめつつ、新羅よりは我に對して調貢と稱して物を齎し來つたので、その國交は對等の格ではなかつたらしい。然しながら、天平の頃から次第にその關係が對等のやうに變つて來た。聖武天皇天平四年(六七三)五月新羅の使者金長孫等の來朝した時には、調貢の年期を緩くせんことを請うたので、詔してこれを許し、三年一貢に定められた。これ蓋し新羅は唐との交渉が繁くなつてその關係が漸く親善になつたがために、つひに我國に對して怠慢の態度に出たものであらう。

この後、新羅の態度は愈々不遜になり、天平六年(六七三)十二月使節來り、翌七年二月入京した時にはその國を改めて王城國といつてゐたので、これを責めてその使を却けた。

天平以前
と以後の
異國交の差

新羅の態
度

天平八年(六七三)には、我國より阿倍朝臣繼麻呂を遣新羅大使とし、大伴宿禰三中を副使として新羅に遣はした。翌年正月繼麻呂は歸途津嶋に泊つて死し、三中もまた病に染み歸ること能はず、獨り隨員大判官壬生使主宇太麻呂等が入京した。同年二月新羅が常禮を失つて詔を奉じないので、官人等總て四十五人を内裏に召して意見を陳べしめた。そこで或は使を遣はしてその由を詰問すべしといふもの、或は兵を發して征伐を加へよといふものなどがあつた。天平十年(六七三)正月新羅の使級漚金想純等一百四十七人が來朝したけれども入京を許さず、六月使を大宰府に遣はし、そこにて饗を賜うて放還した。天平十四年(七四二)二月にも、新羅の使沙漚金欽英等一百八十七人が來朝した。詔して新京草創宮室未だ成らずとて使を遣はし、大宰府に饗せしめて彼處より還した。天平十五年(七四四)三月、また新羅の使薩漚金序貞等が來朝した。乃ち多治比真人土作・葛井連廣成を遣はしてその使者を筑前にて檢校せしめたところ、新羅はその調を改めて土毛と稱してゐたので、その無禮を責めてこれを却けた。

これより後、孝謙天皇天平勝寶四年(七五二)に至るまで九年間、更にその後、淳仁天皇天平寶字四年(七六六)に至る八年の間、新羅は來貢を怠つた、その亡狀は更に甚だしくなつた。即ち天平勝寶四年六月には、新羅の王子韓阿漚金泰康等三百七十餘人が入朝した。これより先、我國よりは使を遣はして、新羅が朝貢を闕くの罪を問はしめようとした。會々この使が來て金

泰康等が入京して前非を謝した。翌天平勝寶五年、遣新羅大使小野朝臣田守等を遣はした。然しながら新羅は禮を失したので、田守は使命を宣べずして歸つた。

新羅征伐の準備

ついで淳仁天皇天平寶字三年(七五)九月に北陸・山陰・山陽・南海の諸國をして船を造らしめ、總て五百艘、限るに三年を以てした。これは新羅を征せんがためである。然るに翌天平寶字四年九月、新羅國より級飡金貞卷を遣はして朝貢せしめた。乃ち藤原惠美朝臣朝獨等を遣はして新羅の無信を詰り、且つ小野田守を遣はした時新羅が禮を闕いたのを責め、以後專對・忠信・舊調・明言の者を使者となすべきを約せしめて歸した。かくして天平寶字五年正月には、美濃・武藏二國の少年、國毎に二十人をして新羅語を習はしめた。これも新羅を征せんがためであつた。更に同年十一月に至つて、東海・南海・西海の三道に各々節度使を遣はして管内の精兵・子弟・水手及び船を獻せしめ、併せて兵士四萬七百餘人、子弟三百餘人、水手一萬七千餘人、船三百九十餘艘を率ゐて兵法を習はしめ、新羅征討の準備を努めた。一年を隔て天平寶字七年二月、新羅は級飡金體信已下二百十一人を遣はして朝貢せしめた。乃ち使を遣はして問はしめたるに、前に金貞卷に約した事について申すところが無い。よつて自今以後王子又は執政の任にある者をして入朝せしむべきことを諭した。

稱徳天皇神護景雲三年(七六)十一月、新羅の使級飡金初正等一百八十七人及び導送者三十九

人が對馬嶋に到着した。翌月、使を大宰府に遣はし、新羅の使入朝の由を問はしめた。金初正等は我が入唐大使藤原清河等の書狀を齎した。然るにその貢物は土毛と稱して調と稱せず。よつて翌寶龜元年(七七)三月、更に使を遣はし、新羅が前使の約を申べず、私事を以て來たにより賓禮によらず、ただ唐國及び清河等の消息を齎したことを嘉し、大宰府に仰せて饗賜せしめたが、自後を戒め、入京せしめずして歸した。

光仁天皇寶龜五年(七七)三月、新羅の國使禮府卿沙飡金三玄已下二百三十五人が大宰府に著いた。よつて使を遣はして問はしめたところ、新羅の信物と我が入唐使藤原清河の書を齎した。その舊章に率はずして調を信物と稱し、朝を修好などと稱してゐたので、その無禮を責めてこれを還した。寶龜十年二月、下道朝臣長人を遣新羅使として、遣唐判官海上真人三狩等を迎ふるため遣はし、七月共に歸朝した。

同年、新羅の使金蘭蓀等來り、十月に唐客と共に新羅の貢朝使を入京せしめた。翌寶龜十一年正月、天皇大極殿に御して朝を受けさせられ、唐使・新羅使薩飡金蘭蓀等も拜賀した。また新羅の使は方物を獻じ、海上三狩等を送り來つたので、朝堂に宴し祿を賜うた。同年二月、新羅の使の還る時、新羅王に璽書を賜うて新羅が舊例を破ることを責め、今遠く三狩等を送り來るは事既に輕からず、故に賓禮を修めて來意に答へた。然し、今後の使には必ず表

函を齎さしむべき由を告げた。そして新羅の來聘はこの時を以て絶えたのである。

新羅の來聘絶ゆ
桓武天皇延暦十八年(七七九)四月、大伴宿禰峰麻呂を遣新羅使としたが、翌五月これを停められた。これは新羅の態度が全く變つて來たので、使を遣はしても無益であることを覺つたからであらう。この後延暦二十三年(四八〇)九月、大伴岑萬里(恐らくは前の峰麻呂と同人)を新羅に遣はすことがあるが、これは遣唐使送還のための用事で、常の交聘はもはや絶えてゐたのである。

新羅の態度異變

嗟我天皇弘仁二年(八二一)に新羅の海賊船が對馬佐須浦に現れたので、大宰府管内并に長門・石見・出雲等の國々に警護を命じたことがある。(後紀三年正月の條)弘仁五年(八二二)の詔に、自今新羅より王子が來朝して調を貢するならば入朝を許すも、他の者が來つて交隣と稱する者にはまた禮待を須ひず、直ちに還せと仰せられた。これより後、兩國の國交愈々險惡となり、新羅の賊船は屢々我が邊境を脅かした。

國交險惡

仁明天皇承和二年(八三三)三月、大宰府から、壹岐に頃年新羅の商人の來り窺ふこと絶えず、防人を置くにあらざれば何ぞ非常に備へん云々と奏聞した。また承和九年(八四〇)八月には、大宰大貳藤原朝臣衛の上奏四條の中に、新羅は聖武天皇の御代より今に至るまで舊例を用ひず、入貢を闕き、事を商賈に寄せて國の消息を窺ふ、今後新羅の國人は一切禁斷して境内に入れ

新羅に對する警戒

ざらんことを、と請うた。然しながら、朝廷は、専ら入境を禁ずれば事不信に似たり、宜しく糧を充てて放還すべし、商賈の輩の齎すところの物は、民間に任せて交易せしめ、了らば速に放ち却せと命せられた。承和十年八月、大宰府奏していふ、對馬嶋上縣郡竹敷崎の防人等の申すには、正月中旬より今八月六日まで、新羅國に方つて遙に鼓聲あり、耳を傾けてこれを聞けば毎日三たび響く、常に巳の時を俟ちてその聲發動す、加ふるに黄昏に至りて火更に見ゆと。よつて救して、縦ひ事無しと雖も慎まざるべからずと戒められた。これを觀ても、當時新羅に對して神經過敏になつてゐたことが知られる。

邊海防備

清和天皇貞觀八年(八九六)十一月の詔に、このころ、このころ、これを卜したところ、新羅の賊兵常に間隙を窺ふによつて、災變が發するのである。よつてこれを防がんがために神明の冥助を仰ぎ、能登・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐・長門・大宰等の諸國をして、領内の神々に禱らしめて、且つ精兵を選んで國內の備を固め、益々兵を練らしめた。翌九年五月には、八幡と四天王像を伯耆・出雲・石見・隱岐・長門の諸國に下し、これによつて法を修し、以て賊心を調伏し、災變を消却せしめた。よつて地勢高くして賊境を俯瞰すべき道場を擇んで尊像を安置し、金光明最勝王經四天王護國品を誦せしめられた。同十一年六月大宰府の言上に、去月二十二日夜、新羅の海賊が艦二艘に乗じて博多の津に來り、豊前國の年貢絹綿を

新羅に對する恐怖

民心の萎靡弛緩

掠奪して即時に逃竄した。兵を發して追うたが遂に賊を得ることができなかつたと報じた。またその夏、大宰府廳及び門樓兵庫に大鳥の集まつた怪事があつた。よつて使者を大神宮・石清水八幡宮・宇佐八幡宮・香椎宮・宗像宮等及び山陵に遣はしてこの狀を告げ、新羅賊徒の退散と國內の平安を祈らしめた。右に述べた新羅の海賊が侵掠の日、統領選士等を差遣して追討せしめようとしたが、人々皆懦弱にして憚りて肯て行かず、ここに於て已むを得ず俘囚を發遣したが、彼等は膽略を以て意氣大いに張り、一人當千の勢であつたといふ。當時一般の民心が萎靡弛緩して新羅を恐るることの甚だしかつたことが察せられる。この頃、對馬嶋下縣郡の人で卜部乙屎麻呂が、鷓鴣を捕へるために新羅の境に向つた。然るに乙屎麻呂は新羅に捕へられて獄に居る間に彼の國の狀を見るに、材木を運び、大船を作り、鼓を撃ち、角を吹いて士を簡び兵を習つてゐた。乙屎麻呂はひそかに守衛の人に問ふと、對馬を伐ち取らんがためであると答へたので、乙屎麻呂は獄を脱して纔かに逃れ歸り、そのことを大宰府に告げた。貞觀十二年二月大宰府よりこのことを言上したので、敕して宇佐八幡宮及び香椎宮・宗像宮・甘南備神社に奉幣せしめ、告文を上つて寇賊の消滅と國家鎮護とを祈らしめ、また使を諸山陵に遣はして新羅の寇賊を禦ぐべきの狀を告げしめられた。同年九月には、大宰府に抑留して置いた新羅の商人潤清等二十人の者に對して、或はこれを放還しようといふ

新羅の商人等を東國に配置す

議もあつたが、彼等は久しく交易を事としてよく我が事情を窺ひ、我に備の無いことを知つてゐるので、もしこれを放還せば弱きを敵に示す所以であるとして悉く陸奥・上總・武藏等の諸國の閑地に遷すこととした。

新羅の賊船來寇

宇多天皇寬平六年(八八九)、新羅の賊船四十五艘來つて對馬に寇した。國守文屋善友は郡司士卒を率ゐてこれを撃ち破り、賊三百餘人を射殺し、船十一艘を獲、その他甲冑・大刀・弓矢・梓楯等の鹵獲品があつた。(扶桑略記)この頃に至つて新羅の國勢は大いに亂れ、弓裔東方に起り、甄萱南方に自立して各々王と稱した。やがて甄萱は南方を平定して、醍醐天皇の御代に屢々使を對馬に遣はして通交を求めた。よつて大宰府からその趣を上申したが、朝廷に於てはこれを却けた。この時にあたつて弓裔の將王建は弓裔を逐ひ、自立して王となり、國號を高麗と稱し國勢漸く盛んであつた。その後、朱雀天皇承平五年(五三三)に至り、新羅王金傳は高麗王建に降り、ここに新羅はつひに滅ぶるに至つた。

高麗建國と新羅の滅亡

新羅の我國の文化に及ぼせる影響

新羅は一般に唐の文化を受け入れてゐた國であるから、我國が新羅との交際によつて文化の刺激を與へられたことは少からざるものがあつた。また唐へ遣はす我が使節の送迎又は仲繼をしたことも屢々である。之によつて我國の支那文化の移植媒介に貢獻したのも亦著しい

我が文化に及ぼせる新羅の影響

事實である。先づこれについて記してみよう。

唐との仲

舒明天皇四年(六三)八月、我が入唐使犬上君三田耜及び學問僧靈雲・僧旻・勝鳥養等が唐の使に送られて来た時、新羅の送使等がこれに従つて来た。同十一年(六三)九月には、學問僧惠隱・惠雲等が新羅の送使に従つて京に入った。翌十二年十月には學問僧請安・學生高向漢人玄理等新羅を経て歸り來り、百濟・新羅の朝貢使これに従つて來た。孝德天皇白雉五年(四五)二月、遣唐押使高向玄理等一行は、出發の後、數月漂流して道の新羅に取り、萊州に著し、つひに唐の長安京に到ることを得た。同年七月には遣唐使吉士長丹等が歸る時、百濟・新羅の送使と共に筑紫に歸つた。齊明天皇四年(六五)七月、沙門智通・智達等が入唐の時、新羅の船に乗つて唐に到つた。持統天皇四年(六九)十月、大唐の學問僧智宗・義德・淨願等の來朝に際し、新羅の送使大奈末金高訓等が送り來つた。光仁天皇寶龜十年(七七)、判官海上三狩を送り來つたことは前に述べたとほりである。桓武天皇延暦二十三年(八四)九月、大伴宿禰岑萬里を新羅國に遣はし、もし遣唐使の船がその境に漂著したならば、資糧を給して送還せしむべく、その境外にても詳細に報せよと告げしめた。(前出)

僧侶の來

また新羅より僧侶來朝し、或は我國の僧侶が往いて學んだ者もかなりあつたやうである。天武天皇十三年(五八)五月、學問僧觀常・雲觀が大使高向朝臣麻呂等に従ひ至る。觀常・雲觀

等は新羅人なりや邦人なりや、この文だけでは明かでないが恐らく邦人であらう。持統天皇元年(七六)九月には新羅の學問僧智隆が來朝した。同三年四月、新羅より學問僧明聰・觀智等を上送し、別に佛像を獻つて天武天皇の喪を弔つた。同四年二月に新羅の沙門詮吉等が歸化した。この御代の頃に山田史御形が沙門となつて新羅に渡り學問した。(日本書紀持統天皇六年の條)文武天皇慶雲四年(七〇)五月、學問僧義法・義基・惣集・慈定・淨達等新羅より到る。これらの人は蓋し邦人であらう。義法は慶雲中大使美努淨麻呂に隨ひ新羅に往いて學んだ。歸朝の後、元明天皇和銅七年(七二)三月に占術を善くするを以て還俗せしめられ、姓は大津連、名は意毗登(首)と改め、從五位下を授けられ、後には陰陽頭となり、天平二年(七三)三月には、特に詔によつて、門弟を取つてその道を教習せしめ、その時服食料は大學生に准せしめられた。蓋し義法は新羅に於てその術を學び來つたものであらう。(續日本紀)

新羅僧審

天平の頃に新羅の僧審祥が來朝して大安寺に居り、天平十二年に良弁の請によつて、東大寺の絹索堂に於て華嚴經を講じた。我國に於ける華嚴宗の開講は審祥に始まる。(内典圖考卷一)

音樂

音樂について見ても、新羅からいづれの頃輸入されたものか明かでないが、既に大寶令の雅樂寮の中に「新羅樂師四人」を置いてある。舞樂の右舞を高麗樂と稱するが、その中には新羅より傳來したものもあるであらう。

貿易

當時我國と新羅との交通は、新羅より來るものを貢調とは稱するが、その實は小規模の貿易であつた。また相互に使節の隨員の中には、實際に貿易を營んだものもあらう。神護景雲二年(八七六)、左右大臣に大宰の綿二萬屯、大納言に一萬屯、以下朝臣に綿を賜うて、新羅交關の物を買はしめた。(代略三)貿易が實際に行はれてゐたことは、この一例によつても察せられる。嵯峨天皇弘仁五年(八二二)、新羅の商人三十一人が長門國豐浦郡に漂著したことがある。當時商人の活動が盛んであつたことが知られる。淳和天皇天長八年(八三三)九月七日の官符には、新羅の商船が來著すると人民等が争うてこれを競買し、家資殆ど盡くるに至るにより、大宰府に下知して嚴に禁制し、容易く交易することなからしめ、府官檢察してその直を定めしむることとした。(代略三)當時使節の貢調品としては、金・銀・銅・鐵・鼎・刀・旗・錦・綾・羅・絹布・細布・藥物・鹿皮・虎豹皮・馬・狗・駱駝・鵠・孔雀・鴝鵒・驢・騾・水牛・山雞等である。我國からは絹・緇・綿・絲・韋等を贈つた。

歸化人

新羅との交際の際に我國に來つて歸化した新羅人の數は夥しいものであつた。然もこれらの歸化人が我國の中央にも地方にも文化の發達を促したことは少しとしない。次にそれらの歸化の事實を左に列挙する。

持統天皇元年(七六八)三月、歸化の新羅人十四人を下毛野國に居らしめ、また四月歸化の新羅

の僧尼及び百姓男女二十二人を武藏國に居らしめ、田を與へて生業を安らかならしめた。同三年(九六八)四月、歸化の新羅人を下毛野國に居らしめた。同四年二月、新羅の沙門詮吉・級喰北助知等五十人歸化す。その十二人を武藏國に居らしめた。同年八月、歸化の新羅人等を以て下毛野國に居らしめた。和銅八年(七二二)七月に新羅人七十四家を美濃國に貫し、始めて席田郡を建てた。天平五年(七三三)六月、武藏國埼玉郡の新羅人德師等男女五十三人の請によつて金の姓となす。淳仁天皇天平寶字二年(八七五)八月、歸化の新羅の僧尼三十四人、男女四十人を武藏國の閑地に移す。ここに於て始めて新羅郡を置く。(入間・多摩・足立三郡の間、今の埼玉郡北足立郡新倉村附近といふ。)翌年九月、大宰府に敕して、頃年新羅人の歸化する者舳艫絶えず、賦役の苦を忌避して遠く墳墓の郷を奔つ、その意を念ふに、豈に顧戀するなからんや、宜しく再三引問して、情に還らんことを願はん者は、糧を給ひて放ち却らしむべし、と仰せられた。同四年四月、歸化の新羅人百三十一人を武藏國に置く。

嵯峨天皇弘仁五年(八二二)八月、歸化せる新羅人加羅布古伊等六人を美濃國に配す。同年十月、新羅人辛波古知等二十六人歸化す。(紀後)同七年、新羅の清石珍等百八十人歸化す。(紀日本)同八年、新羅の金男昌等四十三人、遠山知等百四十四人歸化す。(紀)同十三年、新羅人四十人歸化す。(紀)淳和天皇天長元年(八三三)、新羅人百六十五人に乘田を授けてこれを口分田とし、種

子及び農具調度の値を賜うた。その時に歸化したものであらう。同年、また新羅人辛良金貴駕・良水白等五十四人を陸奥國に置き、法によつて復(租調)を給し、兼ねて乘田を以て口分田に充てた。(類聚國史 百五十九)

第十五章 日唐交通

聖德太子が隋との交通を開かれて後、隋は間もなく亡んで唐の代となつた。これより我國は唐と交際を結んで、大いに彼の土の文化を輸入するに努めた。今その交聘の主なるもの及び留學生・留學僧の事蹟を左に掲げる。

惠齊等の歸朝 推古天皇三十一年(六三三、唐高祖武德六年)、學問僧惠齊・惠光及び醫惠日・福因等が歸朝して、唐の文物制度の優秀なるを説き、交を通すべき由を奏上した。福因はさきに妹子に從つて隋に入り、彼の地にあること凡そ十五年にして歸國した。

第一回遣唐使 舒明天皇二年(六三〇、唐太宗貞觀四年)、犬上御田歙・藥師惠日をまた唐に遣はす。これを第一回遣唐使とする。同四年(六三二、唐貞觀六年)、唐の太宗は新州刺史高表仁をして犬上御田歙を送り來らしめた。この時學問僧靈雲・僧旻及び勝鳥養等從つて歸國した。僧旻は彼の地にあること實に二十五年の長きに及んだ。同十二年(貞觀十一年)、學問僧請安・留學生高向玄理等が新羅を経て歸朝した。請安・玄理等は推古天皇十六年に小野妹子に從つて隋に入り、凡そ三十二年間留學した。

孝徳天皇白雉四年(六五三、唐高宗永徽四年)、遣唐大使吉士長丹(よしかた)・副使吉士駒・送使室原御田を唐に遣はし

第二回遣唐使

た。學生巨勢藥・氷老人（ひのせきら）・學問僧道嚴・道通・道光・惠施・覺勝・弁正・惠照・僧忍・知聰・道昭・定惠・安達・道觀等百二十餘人が俱に一船に乗り、又別に大使高田根麻呂・副使掃部小麻呂・學問僧道福・義向等百二十餘人が俱に一船に乗つて送られた。これを第二回遣唐使とする。然るに根麻呂の船は薩摩竹島に至つて風に遭ひ、覆没して一行のうち生還する者僅かに五人であつた。一方、長丹等は翌五年秋歸朝した。道昭は唐の慈恩寺の僧玄奘三藏に就いて業を受け、法相宗の章疏を傳へ、また三藏の勸めによつて禪を學び、悟る所が多かつた。歸朝の後、奈良元興寺の東南の隅に禪院を建てて住つた。天下行業の徒これに従つて禪を學んだ。本邦に禪を傳へたものの初めである。後諸國を周遊し、路傍に井を穿ち、諸の津濟の處に船を儲け橋を造るなど、社會事業に努めた。山背國宇治橋はその創造するところと傳へる。同五年（六五四、唐）、押使高向玄理・大使河邊麻呂・副使藥師惠日等を遣はす。これを第三回遣唐使とする。齊明天皇四年（六五八、唐高宗）、沙門智通・智達叡を奉じて新羅の船に乗つて唐に至り、法相宗の無性衆生義を玄奘に受く。

道昭

第三回遣唐使

法相宗傳來

第四回遣唐使

齊明天皇五年（六五九、唐）、坂合部石布・津守吉祥・伊吉博德等を唐に遣はした。これを第四回遣唐使とする。石布の船は南海に漂到し、島賊のために殺され、一方、吉祥等の船は越州會稽（今の浙江紹興）に至り、それより洛陽（河南府洛陽）に至り唐主に謁した。然るに唐に於ては明年を以て百濟を攻めようとしてゐたので、機密の漏れんことを恐れて、我が使を抑留して還さなかつた。翌六年唐は百濟を攻め、七年に至つて吉祥等を還した。

天智天皇稱制三年（六六四、唐高宗）、これより先、我が兵百濟を助けて唐兵と戦つたが我が師利あらず。この歳、百濟にある唐の鎮將劉仁願が郭務悰等を遣はして來朝せしめた。我國では僧智祥をしてこれを饗せしめ、大宰府より還した。同四年（六六五、唐）唐また劉德高・郭務悰等を遣はし來り、併せて留學僧定慧等を送り還して來た。よつて劉德高等を筑紫に饗し、物を賜うて歸し、我國より守大石・坂合部石積等を唐に遣はしてこれを送らしめた。これを第五回遣唐使とする。この唐の使節の來朝は、蓋し天智天皇の英斷により、朝鮮半島を放棄して、唐との修好の議が漸く進んで來た結果であらう。

唐使來朝

第五回遣唐使

第六回遣唐使

第七回遣唐使

隨員山上憶良

栗田真人

道慈

天智天皇即位二年（六六九、唐高宗）、河内鯨等を唐に遣はす。これを第六回遣唐使とする。文武天皇大寶元年（七〇一、唐則天）、遣唐執節使栗田真人・大使高橋笠間・副使坂合部大分等を唐に遣はした。山上憶良等もこれに従つた。筑紫より海に入つたが風浪悪しくして發すること能はず、翌二年六月始めて出發した。これを第七回遣唐使とする。栗田真人は唐にあること二年、慶雲元年（七〇四）七月歸朝した。この時尚は唐に留まつた者あり、巨勢邑治・賀茂吉備麻呂・伊吉古麻呂等は慶雲四年に歸り、坂合部大分は元正天皇養老二年（七二〇）に歸つた。僧道

慈もこの時真人に従つて入唐し、諸名僧を歴問して三論等を研究し、また善无畏三藏に會つて眞言の教を受け、養老二年歸朝した。天平元年大安寺改築に際し、道慈はその齋したところの唐西明寺の圖によつて設計し、その工事を督した。嘗て愚志一卷を著して僧尼のことを論じた。その略に、今、日本の素縑が佛法を行ふを察するに、軌模全く大唐の道俗が聖教を傳ふる法則に異なる。もし經典に順ふときはよく國土を護せむ。もし憲章に違ふときは人民に利あらず。一國の佛法、萬家善を修せよ。何ぞ虚設を用ひん、豈に愼まざらんやと、道慈は大安寺に住して盛んに三論宗を敷演した。世に慧灌・智藏と併せて三論宗の三傳と稱す。

第八回遣唐使

元正天皇靈龜二年(七一六、唐玄宗元四年)、遣唐押使、多治比縣守・大使大伴山守を唐に遣はす。翌養老元年出發、總員五百五十七人、留學生阿倍仲麻呂・吉備眞備・僧玄昉等從ふ。これを第八回遣唐使とする。多治比縣守等は翌養老二年歸朝した。

第九回遣唐使

聖武天皇天平五年(七三三、唐玄宗二十一年)、大使多治比廣成・副使中臣名代を唐に遣はす。總員五百九十四人。これを第九回遣唐使とする。多治比廣成等は同七年三月歸朝した。この時、以前に入唐してゐた吉備眞備・僧玄昉等が歸つた。吉備眞備は、唐禮一百三十卷その他の經籍・樂書・樂器・武具等多數を齎し歸つてこれを獻じた。眞備は唐にあること十八年、經史を研覽し、衆藝に該ね渉り、陰陽曆算通せざることがない。歸朝の後、天皇これを重んじ、大學

吉備眞備

助に拜し、學生をしてこれに従はしめられた。今に至るも假名の始り、圍碁の始りその他諸道の眞備に始まると稱せられるものも少くない。その總てが皆然りといふことはできないが、以て眞備が支那文化の輸入に於ける功績の顯著であつたことを察することができる。玄昉は經論五千餘卷及び諸の佛像を齎し歸つた。我國に於ける國分寺の創設は、玄昉が唐制を見て、歸國後その土産として案出したものかと思はれる。(拙著「日本佛教史之研究」に日本佛教史上世尊參照)またこの時、學問僧理鏡といふ者が多治比廣成の一行の中にあつた。理鏡は唐土に於て印度の婆羅門種僧菩提仙那、林邑國(今の安南南部)の僧佛哲等を見て、促して伴ひ歸國した。唐の僧道瑠も亦同じく來朝した。

菩提仙那
佛哲道瑠
等の來朝

(その來著は廣成と同じく天平七年であらう。婆羅門僧正碑には天平八年五月十八日とあるけれども、この碑文には處々に誤あり、この日の如きも必ずしも信するに足らぬ。)仙那は大安寺に住し、孝謙天皇天平勝寶四年(七五三)東大寺大佛の開眼供養に導師となつた。佛哲は多くの印度樂を傳へた。道瑠もまた大安寺に住して梵網經等を講じ、これより我國の戒律が漸く盛んに行はれた。道瑠はまた禪宗を傳へた。その門下に行表が出た。この時、遣唐使の一行の四船は天平六年十月同じく蘇州より發して歸朝の途に上つたのであるが、暴風雨に遭つて彼此相失し、そのうち判官平群朝臣廣成の船は百十五人と共に崑崙國(舊唐書に林邑より以南といふ)に漂著して、一行のうち殺さるる者あり、病死する者もあつた。廣成等四人のみ

使船の難破

僅かに死を免れ、七年に至り漸く唐に歸るを得、十年渤海路を取つて渤海の使節等と共に歸途に就いたが、またまた波浪に遭つて一船は轉覆して、使節等の多くは溺死した。廣成は遺衆を率ゐて漸く出羽國に到着し、天平十一年十月に歸朝した。

第十回遣唐使

孝謙天皇天平勝寶四年(七五二、唐玄宗天寶十一年)、藤原清河を大使とし大伴古麻呂を副使として發遣し、

藤原清河

また吉備眞備を副使として遣はした。これを第十回遣唐使とする。この時の遣唐使の目的は、當時造營中の東大寺大佛に塗るべき黄金の不足したためこれを求めようといふのがその主なものであつたらしい。藤原清河等は唐の長安に至り、玄宗皇帝に謁見した。玄宗皇帝は藤原清河等の儀容閑雅なるを見て曰く、彼國賢主君あり、今その使臣を觀るに、舉止常に異ると。即ち日本の國を號して有義禮儀君子之國と稱した。また勅して有義禮儀君子國の使臣大使清河并に副使古麻呂・眞備の影を寫してこれを蕃藏の中に納めた。清河等の歸る期に及んで、玄宗皇帝は詩を賜うてこれを送られた。

日下非_三殊俗_一 天中嘉_三會朝_一 念_レ余懷_レ義遠 矜_レ爾畏_レ途遙_一

溼海寬_三秋月_一 歸帆駛_三夕鷗_一 因驚彼君子 王化遠昭昭

阿倍仲麻呂

又特に鴻臚大卿蔣挑掇を遣はして揚州(今の江蘇省揚州府)まで送らしめ、處致使魏方進に命じて供給して送り遣はされた。曩に靈龜二年に留學してゐた阿倍仲麻呂も清河と同船して歸國の途に就

使船の漂泊

いた。王維・包佶・趙驊等の文人は皆贈るに詩を以てしてその別を惜んだ。仲麻呂が三笠山の歌も亦この時明州(今の浙江省寧波縣)に於て詠んだものである。既にして一行は出帆したが海上風に遭つて安南に漂泊し、驩州(今の安南北に在る)に至り、従ふところの者多く土人に害せられた。唐人は仲麻呂等が溺死したものと思ひ、李白の如きは詩を作つてこれを弔つた。

日本晁卿辭_三帝都_一 征帆一片繞_三蓬壺_一

明月不_レ歸沈_三碧海_一 白雲愁色滿_三蒼梧_一

晁卿は仲麻呂の字である。然るに幸にも清河・仲麻呂等は危難を免れて復び長安に歸ることを得た。この二人はこれより永く唐に仕へ、各々官に任せられた。清河は名を河清と改めた。副使古麻呂等の船は幸に漂流もせずして天平勝寶六年正月、鑑眞和尚・法進和尚等八人をも従へて歸朝した。鑑眞は楊州龍興寺の僧で、我國に於ける律宗の開祖である。聖武天皇、光明皇后并に孝謙天皇等の受戒せられたのもこの和尚である。同月三十日、古麻呂等は朝廷に奏して曰ふ、唐の天寶十二載(七五三、我が天平勝寶五年)正月朔日に百官諸蕃朝賀し、天子は蓬萊宮含元殿に於て朝を受けた。この日、我を以て西畔第二吐蕃の下に次いで、新羅の使を以て東畔第一大食國の上に次いでたので、古麻呂は論じて曰く、古より今に至るまで新羅の日本國に朝貢すること久し、而るに今東畔の上に列し、我反つてその下に在り、義得べからず、とてその

大伴古麻呂座次を争ふ

藤原清河
終に歸ら

不當を詰つた。時に將軍吳懷實が古麻呂の肯んせざる色あるを見知つて、即ち新羅の使を引いて西畔第二吐蕃の下に次いで、日本の使を以て東畔第一大食國の上に次いでた、と。大日本史の論贊に「大伴古麻呂座次を争うて而して國威を宣ふ」と稱したのは、このことをいふのである。藤原清河については、その後天平寶字三年(七五)に、渤海から日本へ來た使の歸る時、高元度を迎入唐大使として同船で出發せしめ、渤海王をしてこれを唐まで送らしめた。高元度は唐に著いたけれども、時恰も内亂に際して皇帝に謁見するを得ず、久しうして肅宗の敕があり、曰く、河清はこれ本國の貴族、朕の鍾愛するところ、故に且らくこれを留めて放還を許さず、今使の奏請により、國に遣はし歸さんと欲するも、ただ國內の殘賊未だ平がず、道路難多し、國家の寧定を待つて使を差はし遣はすべし、元度等は年を経て歸らずば本朝恠みを爲さん、元度宜しく先づ南路を取つて歸り復命すべし、と。元度乃ち還る。清河はつひに歸らなかつた。朝廷では遙に常陸守を授け、位を陞せて從三位に敍した。寶龜七年(六七七)遣唐使に命じ、清河に書を賜ひ、これを迎へしめ、緇・細布・砂金等を賜うた。同九年、遣唐使は歸つて來たけれども、清河は歸らなかつた。ただその女喜娘のみが歸り、清河はつひに唐に歿した。朝廷に於ては、從二位を贈り、延曆二十二年(八〇)また正二位を贈り、承和三年(八三)從一位を贈られた。

第十一回
遣唐使

光仁天皇寶龜七年(六七七)佐伯今毛人を遣唐大使とし、小野石根・大神末足を副使となす。翌八年(唐代宗大)四月佐伯今毛人は病あつて往くこと能はず、副使石根をして節を持して先づ發せしめた。これを第十一回遣唐使とする。小野石根等は明年即ち寶龜九年冬歸朝するに臨み、使節等の船四艘のうち第一船と第二船とは十一月五日同じく發して海に出たところ、八日の初更より風急に波高く、第一船は左右の柵の根を打破り、潮水は船に満ち、蓋板は擧つて流れ、人も物も随つて流れ、米水も遺すなし。副使小野石根等三十八人、唐の答信使趙寶英等二十五人、同時に没入して救ふこと能はず、十一日の五更には、帆檣は船底に倒れて船は二つに切斷せられ、舳部艫部分れて互に到る所を知らず。乗る者衣裳を脱いで、裸身で懸り坐し、米水口に入らざること已に六日を経て、舳部に乗る者判官大伴繼人、前の入唐大使藤原清河の女喜娘等四十一人は十三日の亥の時萬死に一生を得て肥後國天草郡に漂著し、舳部に乗る者主神津守國麻呂并に唐の判官等五十六人は同日薩摩餓嶋郡に著いた。第二船は薩摩出水郡に著いた。

使船難破

桓武天皇延曆二十二年(八〇三、唐德宗)、藤原葛野麻呂を大使とし、石川道益を副使として唐に遣はした。これを第十二回遣唐使とする。既に出發して途に風に遭ひ、船は難破して還つた。翌二十三年七月再び出發し、三十四日を経て八月福州(今の福建省福州)に到つた。留學生橘逸

第十二回
遣唐使

水郡に著いた。

橋逸勢
最澄

勢・僧空海(弘法)等これに従ひ、僧最澄(傳教)もまた還學生(延喜)として譯語義真を伴つて入唐した。(注) 和名最澄は延喜二十二年入唐とあるは、同年遣唐使の一行に加はつたこととをいふのである。勿論翌二十三年に入唐したものであらう。翌二十四年七月、葛野麻呂等は最澄と共に歸朝した。橋逸勢と空海とは翌大同元年歸朝した。

(220)

靈一仙

僧靈仙も亦この時留學生となつて入唐した。靈仙は在唐中我が弘仁元年(八二〇、唐憲宗元和五年)の頃長安に於て唐朝の譯經の事に従ひ、般若三藏の梵文口授を受けてこれを筆譯したことが、石山寺藏本の大乘心地觀經奥書に見える。ついで五臺山(山西省五臺縣にあり、生身) (の文殊示現と傳ふる靈地)に住すること數年に及び、天長の頃我が朝廷より渤海の使に託して金を送られたけれども、靈仙已に歿してこれを果すことができなかつた。(入唐求法巡禮行記・續) (日本後紀・聖德太子)

第十三回
遣唐使

使船難破

仁明天皇承和元年(八三三)藤原常嗣を持節大使とし、小野篁を副使に任じた。同三年に至つて船成り、出發した。これを第十三回遣唐使とする。然るに出發の後、風に遭つて破船し、途より還つた。よつて船舶を修理し翌四年出發したが、また風に遭ひ難船して途より還つた。同五年(唐文宗開成三年)船の修繕成つて出發せんとするに臨み、小野篁は船の配分について不平があつて船に乗らなかつた。それは初め大使が第一船に乗る筈であつたのに、その船は大破して修繕したものであつたので、これを副使たる篁にまはし大使が第二船を取らうとしたので、篁はこれを怒つて疾と稱して出でず、西道謠を作つて遣唐の事を刺し憤惋を洩した。その謠

小野篁の
流罪

が忌諱に觸れ、嵯峨上皇逆鱗してその罪を糺さしめられた。律によれば篁はまさに絞刑に處すべきであるけれども、特に詔して一等を減じて隱岐に流された。

わたの原八十島かけて漕ぎいでぬと人には告げよあまの釣船

藤原貞敏

の歌は、この時に詠んだものである。後、數年にして赦されて京に還り、また詔して本位に復せられた。一方遣唐大使藤原常嗣は無事入唐して翌六年歸朝した。音楽を以て名高き藤原貞敏も承和五年常嗣に従つて判官として入唐し、よく琵琶を彈する者劉二郎に逢ひ、砂金二百兩を贈つて秘曲を相傳し、二三月の間に盡く妙曲を了へ、譜數十卷を贈られた。劉二郎は貞敏の技に感じ、妻すにその女を以てした。翌年大使に従つて歸り、後に音楽を以て三代に歴仕し、貞觀九年(八六六)に卒した。僧圓仁(慈覺)・圓行・常曉等も承和五年常嗣等と伴うて入唐した。圓仁は唐に留まること九年、同十四年、弟子の性海・惟正等と共に唐人三十二人を従へ新羅の商船に便乗して歸つた。圓行は同じく常嗣等と共に入唐、承和六年歸朝し、法門百二十三部等を齎した。これより先、同三年空海の弟子真然・真濟の二人は請うて大使常嗣の行に加はつて出發したが、途中難破して二人は身を以て免れ歸つた。そこで圓行はこれに代らんことを請ひ、許されて入唐したものである。常曉は眞言の祕法殊に大元帥法を傳へた僧で、同五年入唐、翌六年歸朝した。その年九月、大宰府をして唐より奉請せる大元帥畫像を

(221)

京に上さしめ、更に翌七年六月には、常曉の請によつて山城國宇治の法琳寺にこの像を安置して修法せしめた。

第十四回
遣唐使の
遣の議

宇多天皇寛平六年(八九四、唐開元)、留學僧中瓊が書を太政官に上つて唐國凋弊、國內亂離の狀を告げた。この年菅原道眞を大使とし、紀長谷雄を副使として唐に遣はすことに内定してゐたが、中瓊の書到るに及び道眞は書を上つて、遣唐使の得失及び行路の艱難、國家の利害を論じた。そこで公卿等をしてその可否を議せしめ、つひに遣唐使を停められた。かくて唐との國交はここに斷絶した。けれども商人・僧侶の往來は尙ほ頻繁なものがあつた。

遣唐使の
四官

遣唐使は元正天皇の靈龜の頃までは押使或は執節使と稱し、その下に大使・副使があり、その定員も定まらなかつた。後、聖武天皇の御代以來、押使・執節使は任命せられず、大使は一名、副使は一名又は二名で、その下に判官と録事(註)とが各若干人あつた。これを遣唐使の四官と稱する。これに従ふ者は、譯語・主神(かむつか)・醫師・陰陽師・史生・射手・船匠・水手その他多くの職員である。一行の人員は普通一船に百二十人前後、時には百六十人に及んだこともある。聖武天皇の御代以後は四船が派遣せられることとなり、従つて總人員は五六百人を數へたこともある。

航路の險
難

當時航海術の幼稚なること、船舶が脆弱なることによつて航路の危険甚だしく、唐への渡

航は命がけのことで、皆戦々兢々としてゐた。故に遣唐使の船が出發するや、諸所の神佛に禱つてその航海の安全を願つた。伊勢の神宮を初めとして五畿七道の諸社に奉幣し、また住吉・香椎・宇佐・宗像・阿蘇等の神社に祈願を籠め、或はまた遣唐使出發後歸朝するまで、五畿七道の諸國をして海龍王經を讀誦せしめ或は大般若經を讀み、また國分寺・神宮寺に於て讀經供養せしむるなど力を盡してその安全を祈つた。

送別

かやうにして、遣唐使の出發にあたつてもその惜別の情まことに切なるものがあつた。天平勝寶二年藤原清河の派遣せらるるに臨み、孝謙天皇は高麗福信を遣はし、これを犒ふに酒肉を以てせられ、且つ御製の歌を賜うた。

そらみつやまとの國は、水の上は、つちゆくごとく、船の上は、とこにをること、大神のいはへる國ぞ、よつのふね、ふなのへならべ、たひらけく、はやわたりきて、かへりごと、まをさむ日に、あひのまむ酒ぞ、この豐御酒は

反歌一首

よつのふねはやかへりことしらがつけ朕が裳のすそにいはひてまたむ(萬葉集卷十九)

清河の伯母に當らせらるる藤原の太后即ち光明皇后も亦、御歌を賜うて航路の平安を祝はれた。

大ふねにまかぢ繁貫きこの吾子をからくにへやるいはへ神たち(前同)

清河の返し奉る歌

春日野にいつく三諸の梅の花榮えてあり待てかへりこむまで(前同)

藤原朝臣仲麻呂も亦一行に餞してよめる歌

天雲のゆきかへりなむものゆゑにおもひぞ吾がする別れかなしみ(前同)

時に清河のよめる歌

あらたまの年のをながく吾が念へる兒等に戀ふべき月近づきぬ(前同)

大伴古麻呂のために、同姓の古慈悲宿禰の家に於て餞をした時に詠んだ歌

から國にゆきたらほしてかへりこむすたけをにみきたてまつる(前同)

かやうに離別を惜しみつつ遣唐の四船は出發したのである。

延暦二十二年藤原葛野麻呂等が出發の時、桓武天皇は餞の宴を賜ひ、その酣なるに及んで

葛野麻呂を召して御酒を賜ひ、また御歌を下された。

この酒はおほにはあらずたひらかにかへりきませといはひたる酒

とあつて、葛野麻呂を初め宴に侍した群臣皆流涕したといふ。(日本紀略)言ふまでもなく葛野麻呂

の涙を流したのは恩寵の渥きを感じたためであらうが、またその航海の困難を察して、殆ど

死地に赴くの感があつたので、知らず識らず悲しみの情にも襲はれたものではあるまいか。

天平五年遣唐使の船が難波を發して海に出た時、その一行の中の或者の母親がその子に贈

つた歌

旅人の宿りせむ野に霜降らば吾が子羽ぐくめ天の鶴群(萬葉集 卷九)

の如きもまた當時別れの情を歌つたものである。

遣唐航路の險難については既に上にも述べたとほり、風浪のため屢々出發の期を延べ、或は平群廣成の如く崑崙に流され、又は藤原清河・阿倍仲麻呂の如く安南に漂流してつひに唐に住まつて歸朝せざるものもあり、或は寶龜の時の如く船舶二つに切斷したこともあり、爲に承和の時に於ける如く、大使と副使と乗船を争ふといふやうな事件までも起つた。また途中新羅の賊に遭ふこともあつた。かくのごとく當時の人々が渡唐を懼れることの甚だしかつたことも一因となつて、つひに遣唐使が停止せられることとなつたのである。遣唐使停止の理由としては、普通に説くところでは、これを以て菅原道眞の見識に歸する。即ち國民の文化的自覺に因つて、頽廢期に於ける唐朝文化の輸入を重要視せぬより出たことと観るのである。然しながら、これは遺憾ながら誤つた考であつて、當時尙ほ支那文化尊重の念甚だ強く、遣唐使は停止せられても、他の種々の手段を以て、唐の文物は輸入せられてゐた。支那には學

遣唐使停止の理由

ぶべきものもないから遣唐使を停止したといふのは、後世の國民的自負心を以て溯及して、事實を歪曲した觀察である。道眞の提議も、遣唐使そのものを否定したのではなかつた。寛平六年九月十四日の上書に依れば、遣唐使停止の理由は、在唐僧中瓘の書中に唐國內亂凋弊の状を具載してゐることが一つ、從來度々の遣唐使が或は渡海命に堪へざるもののあることが一つ、或は賊に遭つて身を亡ぼすもののあることが一つ。これらの理由によつて發遣を停止したのである。渡海命に堪へずとは、船舶の構造脆弱なること航海の難多きことをいふのである。賊に遭つて身を亡ぼすとは、新羅の賊船來襲をいふのである。要するに遣唐使の停止は航路の難がその主なる原因をなしてゐるのであつて、これによつて、當時國民元氣の銷沈して振はず進取の氣象に乏しかつたことが察せられるのである。

第十六章 渤海との交通

渤海の建
國
その盛時
その滅亡

渤海は現今の滿洲吉林省と朝鮮北部とを領有してゐた國で、その始祖大祚榮は高句麗の別種である。我が元明天皇和銅六年(七一三、唐睿宗先天二年)に建國してより次第に四境の諸民族を征服し、その盛時に於ける境域は、北は松花江畔より南は朝鮮德源(今の咸鏡南道元山附近)の附近に及んで新羅と境を接し、西は遼河河畔より、東は日本海に達し、五京十五府の都市を構へてゐた。かくして國を保つこと二百十五年にして、我が醍醐天皇延長五年(九二七)に至り遼(契丹)のために滅ぼされた。(舊唐書・渤海傳、新唐書・渤海傳、資治通鑑)

渤海が我國に始めて入貢したのは、聖武天皇神龜四年(七二二)である。その頃渤海は唐及び西北の民族である黒水靺鞨との關係が圓滿ならず、國際的孤立の地位に立つてゐた時であるから、その入貢目的は、我國と親善關係を結んで、國際上不利の立場を脱せんとするにあつた。然しながらその後唐に服屬し、爾後我國との國交を依然存續し、盛んに貿易が行はれた。渤海より我國に贈られたものは、虎・豹・熊・羆・貂等の皮并に人參・蜜等であり、我國より渤海の國王并に使者に與へるものは、絹・緇・絲・綿等で、そのほかに綾・綵帛・美濃緇・

渤海と唐
及び黒水
靺鞨との
衝突

我國との貿易

調布・庸布・錦・両面縹羅・白羅・彩帛・白綿・東純・黄金・水銀・金漆・石榴油・水精念珠・檳榔扇等である。(延喜式大納言・禮)これらの品物のうち殊に我國の絹類は渤海國に貴重品であつて、その國王が大いに利益を得たものらしい。

(228)

使節の來聘

渤海より使節が來朝する時には、我國に於ては存問使・郊勞使・護送使・譯語生・通事などの官職を定めて彼等を優遇し、使節には位を授け物を賜ひ、或は舞樂を奏し宴を賜うてこれを慰勞した。(續日本紀)渤海の使節は來朝にあたり朝紳達と物品又は詩文の贈答をしたことが、凌雲集・菅家文章・都氏文集・經國集などに見えてゐる。

來聘の時期

來聘の時期は、初めは年數を限定しなかつたが、延暦十八年(七七九)に六年に一度と定めた。然るに渤海はその來聘期の年限の長いのを不便として、年數の制限を除かんことを請うた。この後我國は漸く退嬰の政策を執り、海外との關係を避けるやうになつて、淳和天皇天長元年(四八二)には十二年に一度來聘することに定めた。(類聚三)

渤海遣臣の來朝

渤海既に亡びて後、その遣子裴璆(はいつき)は契丹に降り、延長八年(九三〇)自ら東丹國使と稱して來朝した。裴璆はその以前に渤海の使節として二回來朝したことがあつて、我國の事情にも通じてゐたものである。この時朝廷では存問使をしてその所以を詰らしめたところ、裴璆は、璆等はもと渤海の人、今東丹の臣となつて來朝したのであると答へた。然るにその語の中に頗

る契丹のことを誹毀するものがあつたので、朝廷ではその矛盾を責め、契丹は渤海の世讐であるに拘らず汝これに降り、その使命を奉じて來り、然も對答のうち多く契丹王の罪惡を稱す、人臣たる者豈かくのごとくなるべけんやと云つて、過狀を進せしめた。(扶桑略記)我國はこれを機として、東丹國禮を失する者となし、その來聘を止めた。ここに於て二百餘年に互る國交は斷絶することとなつた。

渤海使節の來聘の回数
我が使節の渡航

かくて奈良・平安時代を通じて、神龜四年より延長八年まで凡そ二百年の間に來朝した渤海の使節は三十三回に及び、我國より渤海に遣はした使は、神龜五年より弘仁二年(八二二)に至る凡そ八十年間に十三回に互つてゐる。弘仁以後は使節發遣のことは見えてゐない。

渤海航路

渤海より我國に至るには、渤海の南海府(今の朝鮮咸北鎮城)吐號浦より出船して、我國に直航するのである。(續日本紀)當時は船舶の構造不完全で、航海術また幼稚な時代であることは日唐交通の場合と同様であるから、この渤海よりの渡航も亦困難な事業であつた。使節一行の船舶の如きは殆ど毎回破壊して、歸國の際にはその乗船はいつも我國より供給する有様であつた。殊に逆風に遭つて一行の過半が死歿の厄に遇つたこともある。故に使節の到着地點の如きも風の方如何によつて毎回異なり、その國名を擧げてみると、出羽・佐渡・能登・加賀・越前・若狹・丹後・但馬・伯耆・出雲・隱岐・長門・對馬等に及んでゐる。

(229)

渤海文化
の我國へ
の影響

音 樂

渤海は多くの留學生を唐に遣はしてその文物を習はしめ、唐の咸通の頃(我が清和天皇貞觀二十一年、八六〇—八七三)には、その官制などは概ね唐の制度を適用してゐた。従つて文化も餘程進歩してゐて、我國からも留學して音聲のことを學んだものである。(續日本紀寶龜四年六月の條) 音樂なども發達してゐたものと見えて、聖武天皇が天平勝寶元年(九七四)十二月、東大寺に行幸して八幡神を迎へられた時にも、渤海の吳樂を奏せしめられたことがある。(續日本紀) 我國の音樂に及ぼした影響は重大なもので、今日現存してゐる舞樂のうち大鞞だいまか・新鞞しんまか・新鳥蘇しんとりそ・古鳥蘇ことりそ・進走禿しんしやうたぐ・退走禿たいしやうたぐ・敷手しきて・貴德きとく・崑崙八仙こんりんはつせん・地久等ちきうとうの諸曲は、渤海より傳へたものといはれる。(圖説)

曆 法

我國の曆法で支那より傳へた最後のものは宣明曆で、この曆の頒行後間もなく唐との交通絶えて新曆を求めることができなかつたので、最も長く用ひられ、江戸時代の中頃まで凡そ八百餘年間も行はれた。この宣明曆は唐より直接に受けたものでなく、貞觀元年(八五)渤海國より貢獻したものである。(三代實錄・聖德太子傳)

唐交通の
中繼所

渤海は我國と唐との交通に於て中繼の場所となつて大いに便利を與へた。また我國より唐に留學した僧徒のために物品や書信を託して送つたこともある。我國より唐に行く航路中、北路は遼東半島に沿つて山東省の登州或は萊州に上陸し、南路は支那に直航して南方の楚州・越州・蘇州等に上陸するのであるが、その北方航路は迂遠ながら陸に沿つて航海するので、

航海術の幼稚な當時にあつては比較的安全であつた。その途に渤海を中繼の場所としてゐることは極めて都合が好いのであつて、爲に南方航路が起つて後も渤海を経て歸朝したことがある。天平五年(七三三)の遣唐使一行のうち判官平群廣成等百十五人の乗船が南方に漂流して多く死歿し、廣成等僅か四名のみが唐に引返して、天平十一年に渤海を経て歸朝したことがある。また遣唐大使藤原清河が唐に留まつて歸らないので、これを迎へるために使を遣はした時にも、渤海の使節の船で出發せしめ、更に渤海王をしてこれを唐まで送らしめたこともある。(日唐交通の參考) また延暦十五年(六九六)には渤海の使節に託して在唐の僧永忠に太政官の書及び金を送つた。天長三年(六八三)には在唐の僧靈仙より朝廷に上るところの表を轉送して來り、同五年には朝廷より黄金を渤海の使者に託して靈仙に送られたが、既に靈仙は寂してゐたのでこれを渡すことができず、承和九年(八四四)にその旨を渤海より報告してゐる。これらは渤海國が我國と唐との交通に對して多くの便宜を與へた例である。(續日本後紀・日本紀略)

第十七章 奈良時代の文化

唐文化の模倣
大化改新の前後より、唐の文物が大となく小となく輸入せられ移植せられた。然も奈良時代に至つてその傾向は更に盛んになり、その結果奈良時代は實に唐の文化の模倣時代であるとさへいはれる。

一、奈良奠都

奈良奠都は元明天皇和銅三年(七二二)に遂行せられた。即ち平城京であつて、これもまた唐制模倣の大なるものである。我國の古代に於ては遷都のことは極めて頻繁に行はれて、御一代毎に都を遷され、中には御一代の間に數箇所遷都せられたこともあつた。かく度々遷都を行はれた理由としては、昔は父子別居の風であつて、従つて子はその母の家に養はれてゐたものであるから、皇室にあつても皇子は御母の許に於て成長せられたので、その宮に於て即位せられて、都も自然その地に移つたのである。また我國では死の穢を忌む觀念が強いので、天皇が崩御の後、凶を去つて吉に就き、新宮に遷られたのである。これらの事情は遷都の頻繁に行はれたといふ事の説明になつてゐたのであるが、その實は現今も大神宮に於ける二十

年毎の遷宮にその遺風を見るが如く、古代建築の幼稚であることと、木造建築の耐久力に乏しいこととのために改築の必要があつて新宮を設けられたといふことも大きな理由に數へることができる。

都は多く大和にあり

神武天皇が橿原宮に即位せられて後に、特別な事情によつて遠隔な土地に移られたこともないではないが、歴代の多くは大和川上流の平原地方に都せられた。推古天皇が飛鳥豊浦宮に都せられて後は、孝徳天皇が攝津の長柄豊碓宮に、天智天皇が近江の志賀大津宮に遷られたなど、稀には大和以外の地に都せられたこともあるが、その度毎に舊都に於ける豪族や大寺等の反抗に遇つて、久しからずしてまた大和の舊都に遷られた。その後、持統・文武兩天皇の藤原宮に到るまで帝都は殆ど飛鳥の地に固定してゐた。然るに文武天皇の時に至つて、奈良奠都のことが定まつたらしく、元明天皇が即位せられると同時に遷都に著手せられ、遂にこれが實現せられたのである。

奈良奠都の原因

奈良奠都の主因と考へられるものは、孝徳・天智兩天皇の遷都と同じく、舊勢力の制肘を脱するにあつたのであるが、同時にまた支那の制度を摸するといふことも大きな原因となつてゐたと思はれる。當時は律令の實施より漸く年を経て行政組織も整理せられ、政府の規模も大きくなり、これがために永久的首府の設置の必要を見るに至つた。そこで範を唐の長安

に取つてここに一大都制を設けられたのである。

平城京の都制

平城京の都制を概略述べると、中央に朱雀大路が南北に通じ、これによつて左右兩京に分たれる。兩京は各々東西に通ずる大道によつて九條に分れ、各條はまた南北に通ずる大道によつて四坊に分れ、條坊街衢井然としてその美を飾つたのである。これらは大體に於て唐の長安京に倣つたものである。

宗 教 一、宗 教

奈良時代の佛教は殆ど支那佛教そのままであつた。推古天皇十年(六〇)に百濟の僧觀勒が來朝した。聖德太子の師慧慈もまた三論の學匠であつた。同じく三十三年に高麗の僧惠灌が來朝して始めて三論の講席を張り、特にこの一宗を宣揚した。これを三論宗の第一祖と名づける。三論とは、龍樹の作つた中論(中觀)・十二門論及び提婆の作つた百論をいひ、この三論によつて宗を立てたので三論宗といふ。

成實宗 次に成實宗は夙くから三論宗に附屬して渡來してゐたものではあるけれども、特にこれを宣揚するものはなかつた。天武天皇の御代に、百濟の僧道藏が始めて成實論を講演した。この時に別に一宗として立つたといふのではないけれども、姑く道藏を推して成實宗の第一祖と稱する。

右の三論及び成實は共に鳩摩羅什によつて支那佛教の初期に興つた宗派であるが、その後凡そ二百三十餘年を経て、朝鮮を通じて我國に渡來したものである。この後三論宗は法隆寺の智藏再びこれを傳へ、更に道慈が三度これを傳へたので、奈良時代を通じて盛んに宣傳せられた。(三論佛法傳通緣起)

法相宗 次に法相宗は、孝德天皇白雉四年(六五三、唐高宗永徽四年)に入唐した留學僧道昭が齎した。俱舍宗も恐らくこの時共に傳へたらしい。法相宗は、唐の慈恩寺の玄奘三藏が、我が孝德天皇大化元年(六四五、唐太宗貞觀十九年)に始めて印度から支那に傳へた新しい宗旨である。道昭は入唐するや直ちに玄奘に就いてこの新しい宗旨を學び、これを傳へて歸朝した。玄奘が法相宗を始めて傳へてから僅かに八年を経るのみであつた。

道昭は歸朝の後、元興寺に住し、本宗を弘めた。これを第一傳とする。かくて道賀・行基等がその法を傳へた。道賀は法隆寺に、行基は藥師寺に於てこれを弘めた。この後、齊明天皇四年(六五八、唐高宗顯慶三年)に智通・智達等が入唐して、また玄奘に就いてこの宗を受けて歸國した。これを第二傳とする。ついで文武天皇大寶三年(七〇三、唐中宗景龍二年)に智鳳・智鸞・智雄が入唐して、唐の智周より法を傳へて歸つた。これを第三傳とする。この三人はこれを興福寺の義淵に傳へ、義淵は更にこれを玄昉に傳へた。玄昉は、養老元年(七一七、唐玄宗開元五年)に入唐して、また智周に

就いて法相宗を究め、聖武天皇天平七年(七三三)に歸朝し、興福寺に於てこれを弘めた。これを第四傳とする。(三國傳法 傳通録起)

律宗

次は律宗である。戒律は佛教渡來の後間もなく傳來した。即ち崇峻天皇元年(五八八)尼善信が百濟に赴いて戒を受けて同三年歸朝し、櫻井寺に住してゐたことがある。これが邦人の戒法を學んだ初めである。その後、天武天皇の時に、道光律師を唐に遣はして律宗を學ばしめた。これが律宗の第一祖である。聖武天皇天平八年(七三三)に唐の道瑠が來朝して律を講じ、時人多くこれを學習した。これが律宗傳來の第二祖である。その後、十九年を経て、天平勝寶六年(四七五)唐僧鑑眞が來朝して律宗を弘めた。これが律宗傳來の第三祖である。從來は律を傳へたといふものの猶ほその戒法を具へて行ふことはできず、ただこれを講ずるのみであつたが、鑑眞が來朝するに至つて始めて戒壇を築き、戒法が具はつたのである。即ち鑑眞を以て我國に於ける律宗の第一祖と仰ぐ所以である。

華嚴宗

華嚴宗は、天平八年來朝した道瑠がその章疏を齎した。これを華嚴宗の第一傳と稱する。然しながら道瑠は單に典籍を齎したのみで、未だこれを講じたのではない。その後始めて華嚴の講筵を開いたものは良弁である。良弁は夙くからこの宗を弘むることに志があり、奈良元興寺の嚴智に就いて華嚴の教を受けんことを請うた。嚴智は當時來朝してゐた新羅の僧審

祥を薦めた。良弁は大安寺に赴いて審祥に請うたが、審祥は再三これを辭した。良弁遂に奏上して、敕命を以てこれを請ひ、天平十二年奈良の金鐘寺(東大寺)に於て華嚴經の講筵を開いた。審祥は新羅の人で、夙に唐に入り、賢首大師に従つて華嚴を傳へ、我國に來朝したのである。これを華嚴宗の第一祖とする。

かくのごとく、奈良六宗はその朝鮮を経ると經ざるとの別はあるが、何れも皆支那佛教をそのまま傳へたものであつた。

寺院建立

この前後に於て大小の寺院が多く建設せられた。聖德太子の時に建てられた法隆寺などのことは前に述べたとほりである。推古天皇以後は元興寺が官の大寺に充てられ、舒明天皇以後は百濟寺即ち大官大寺が大寺と稱せられた、即ち後の大安寺である。文武天皇以後は元興・大安・弘福・藥師を四大寺と稱した。奈良の都が奠められると共に多くの寺が此處に遷された。先づ興福寺は春日の山麓に、大官大寺は左京六・七條に移されて大安寺と改稱せられたのを初めとして大寺は續々と平城京に遷り、そのため天武天皇の御代に飛鳥京の内二十四箇寺と稱してゐたものが、元正天皇養老四年(七三三)には奈良四十八箇寺と稱するに至つた。更に聖武天皇の御代に至つては、元興・興福・大安・藥師の四大寺があり、東大寺が建てられるに及んで、これを併せて五大寺といつた。孝謙天皇の御代に七大寺といふ名が見えるが、こ

飛鳥京二十四箇寺
奈良四十八箇寺
奈良五大寺

七大寺 彼は恐らく右の五大寺に法隆寺・弘福寺を加へたものであらう。平安時代に至つて奈良七大寺といふ稱呼があるが、これは元興・法隆・大安・興福・藥師及び東西二大寺を指すものである。

(278)

中央奈良の京には東大寺が建立せられ、地方には國分寺が建設せられた。即ち聖武天皇天平十三年(七四二)三月に詔して、天下の諸國をして僧寺・尼寺を造らしめ、僧寺はこれを金光明

大雲寺の
制に倣ふ

國分寺 四天王護國之寺と稱し、尼寺はこれを法華滅罪之寺と稱した。國分寺はこの時を以て天下一般に設けられたのであるが、その實は早くから諸國に建てられてゐたものもあつて、既に天平九年の頃にその準備ができてゐた。その創立の事由については、當時國內の事情がその創建を必要としたものであつたけれども、猶ほ支那の制度に倣ふといふことがその建立を促した一つの大きな理由である。即ち唐の則天武后の時、天授元年(我が持統天皇四年六九〇)に、敕して兩京諸州に設けられた大雲寺の制度に倣つたものであらうと思はれる。(拙著「日本佛教史之研究」)

三、美術工藝

美術工藝
盛唐藝術
の反映

寺院の興隆と共に美術工藝も大いに發達した。奈良時代の藝術は盛唐藝術の反映である。繪畫にも彫刻にも著しく唐の影響を受けて、その様式手法を承け繼いでゐる。その手本は、留學僧又は留學生、或は來朝の僧侶等が齎したものが多くあつたであらう。聖武天皇天平七

東大寺大
佛

年(七三三)僧玄昉の歸朝した時に諸々の佛像を齎したことがある。(續)また鑑真が孝謙天皇天平勝寶六年(四七五)に來朝した時に功德繡普集變一鋪・阿彌陀如來像一鋪・白旛檀千手像一軀・繡千手觀音像一鋪・救世觀世音像一鋪・藥師彌陀彌勒菩薩瑞像一軀を齎したことがある。(唐大和上)かやうの類は多くあつたことであらう。

當時我國に於ける藝術の進歩については先づ東大寺の大佛を挙げなければならぬ。大佛鑄造は我國に於ける古今を通じてこの種工事の最大なるものであつた。屢々失敗を累ね、三年間に改鑄八度に及び、當時の鑄匠敢へて手を加ふる者がなかつた。時に唯一人國中連公麻呂といふ者があつて、その工によつて遂に成功を見、かくて天平勝寶四年四月九日落慶供養を行つた。この公麻呂の父は百濟の臣であるが、天智天皇二年に歸化したもので、その後大佛鑄造までは約八九十年を経てゐるところを見ると、公麻呂に至つてはもはや純日本人に近いものであり、従つてその技術も百濟より學んだものではなく、その独自のものがあつたことを知る。以て當時我國に於けるこの種の技術が如何に發達してゐたかを卜するに足るものである。

正倉院 正倉院の庫には、各種工藝美術品を藏せられてある。その寶器點數無慮三千に及び、その技術の種類としては彫刻・嵌物・鑄物・繡・織物・七寶・玻璃・螺鈿・密陀繪・藤纈・夾纈

(289)

等があり、品物の種類としては刀劍・鏡鑑・服飾・文房具・樂器・佛具・玩弄具、その他儀式の道具等がある。これらの品物は、天平勝寶八年これを納められた時の目録即ち「東大寺獻物帳」に具載せられてゐる。その中には、天武天皇又は元明天皇の御代から傳へられたもののあることを記してあるけれども、多くは聖武天皇の御代に出來たものである。その製作については、太刀數點、畫屏風數點は唐の作であり、厨子一口并に畫屏風一疊は百濟製の由記してあるが、その他は多く日本製のものたることを認むべきものである。その一例を挙げれば、鳥毛立女屏風である。これは嘗てこれを修補するにあつて、その裏貼の中から天平勝寶四年六月二十六日の古文書が顯れ出たので、この年から天平勝寶八年までの間の製作であることが知られる。然もその畫風はよく唐畫の趣を傳ふるもので、新疆省喀喇和卓 (Kharakhoto) から發掘せられた唐畫と比較してみてもその趣が一致してゐる。藥師寺吉祥天も亦その風格様式に於てこれに類するもので、唐朝の美人に範を採つたものである。これはもと藥師寺八幡に安置せられてゐたもので、細麻布に描き、その描線彩色は天平時代の手法と様式とを發揮して遺憾ないものと稱せられる。(圖版二二・一四・一五参照)

四、文學

文學

奈良時代の前後は、唐朝にあつては文學が最も隆盛を極めてゐた。李白・杜甫を初め蔚然

としてその芳を競つた。されば遣唐使・留學生・留學僧等がその偉觀を目睹して歸朝するや、これに刺激せられて我が文學は大いに發達した。

學校

早く天智天皇二年に學校を創められ、天武天皇の時には京に大學、諸國に國學を設け、文武天皇の時には大寶令の制度の中に大學・國學の制を詳しく定められた。その學科には、紀傳・明經・明法・音・書・算等の學があつた。その最も主なるものは經學であつて、その教科は禮記・左傳・毛詩・周禮・儀禮・周易・尙書の七經に孝經・論語を加へて、これを九經きゅうきやうと稱して授けてゐた。この九經の目は唐の制に倣つたものであつて、これを稱して明經道めいけいどうといふ。

大學の學科

文人學者の輩出

かくて漢文學が獎勵せられた結果、持統天皇・文武天皇の御代に葛野王・粟田真人・山田三方等が居り、元明天皇以後には舍人親王・紀清人・太安萬呂・淡海三船・吉備眞備・阿倍仲麻呂等の學者が輩出した。中にも吉備眞備と阿倍仲麻呂との如きは最も支那文學に長じてゐて、眞備は留學を終へて歸朝の後は文學を以て右大臣に進み、仲麻呂は支那に留まつて唐の玄宗に仕へ、李白・王維等と來往して秀才の名を輝かした。かやうにして漢詩集も編纂せられるに至つた、即ち懷風藻がそれである。

國文學

漢文學の發達するにつれて、我が國文學も大いにその興隆を促進せられ、やがて萬葉集の

萬葉集に於ける外國思想の影響

撰集を見るに至つた。萬葉集は實に日本固有思想の華といはれるものであり、後世鎌倉時代の歌人冷泉爲家の歌に、

これのみぞ人の國より傳はらで神代を受けし敷島の道

といふのがある。萬葉集は殊にその神代を受けたその道の精華であり、純真なるものといはれる。然しながらこの萬葉集の歌の中にも早く外國思想の影響を受けてゐるものがある。命題の上に、又取材の上に、漢文學より多くの暗示を得たばかりでなく、思想の上にも儒教・佛教の影響が漸く著しくなつた。萬葉集の歌人の中でも大伴旅人・山上憶良等は殊に漢文學の影響を受けてゐる。旅人の歌に「酒壺になりてしがも酒に染みなむ」(三卷)といふ語の出典は瑠玉集である。(山田孝雄氏「瑠玉集と本邦文學」(藝文十五卷の十二號))憶良の貧窮問答の歌は多く支那趣味を帯びてゐる。大伴家持が坂上大嬢に贈つた歌十五首(四卷)のうち四首は遊仙窟に述べたところに基づくといふことは、契沖以來學者の唱ふるところである。これはその第一首の

夢の逢は苦しかりけり覺きてかき探れども手にも觸れねば

は、遊仙窟に「驚覺攪之、忽然空手」とあるより出で、第十五首の

夜のほどろ出でつつ來らく遍多敷くなれば吾が胸臍ち焼く如し

は、同じく遊仙窟の「未ニ會飲、炭、腹熱如燒、不憶吞、刃、腸穿似割」が原になつたと

いはれる。遊仙窟は唐初の小説で、張文成の著と傳へられる。

このほか、萬葉集に短歌を「絶」といひ、長歌を「賦」と稱する如き皆漢土の詩賦の影響であり、また長歌の反歌を「亂」といふのは楚辭の亂曰と稱するものの形に擬したもので、亂とは長詩の終りに全篇を總括反覆せるものである。(萬葉集古體總論、岡田正之氏「近江奈良朝の漢文學」)

五、曆法

曆法は推古天皇の時に聖德太子がこれを定められたといふことは、前に述べたとほりである。この後、天武天皇の時に一般學術を奨勵せられた結果、天文・曆數の學も進歩して占星臺を造られ、これによつて天文學は益々開けた。

その後、持統天皇四年(六九)に元嘉曆と儀鳳曆とを行つた。元嘉曆は宋(南北朝)の文帝元嘉年中に作られたもので、儀鳳曆は唐の高宗麟徳元年に成り、一にこれを麟徳曆と稱した。儀鳳年間(天武天皇四年(六九)より六年の間)に我國に傳はつたのでこれを儀鳳曆と稱した。

然しながら、儀鳳曆を行つてから七十三年にして、天の時と年との誤差が著しくなつたので、淳仁天皇天平寶字七年(三七六)にこれを止めて改めて大衍曆を行つた。大衍曆は唐の玄宗開元年間に一行禪師が易の推理によつて作つたもので、大衍の語は周易繫辭傳に見えるものである。この曆は頗る優秀なものであるといはれる。(藤原博士「東西交通史上より觀たる日本の開闢(開闢文化所載)」)この曆は吉備眞備

が入唐して歸朝した時に携へて歸つたもので、この後九十三年間用ひられた。文徳天皇天安二年(八五)に至つて五紀曆を行つた。五紀曆は唐の代宗寶應年間に作つたもので、光仁天皇寶龜九年(八七)に、遣唐使録事羽粟翼が齎したものである。それを天安元年に至つて大春日眞野麻呂の奏請によつて用ひたのである。その曆を行つて後僅かに四年、天の時と年との差が多くなり、清和天皇貞觀四年(八六)改めて宣明曆を行つた。

この後、宣明曆は、江戸時代の貞享二年(八五)に日本に於て始めて作られた貞享曆を用ふるに至るまで凡そ八百三十餘年間行はれたのであつて、即ち前後を通じて凡そ千餘年間に互つて支那の曆を用ひてゐたのである。

六、貨幣

貨幣の使用も亦この時代に於て行はれるやうになつた。上古にあつては未だ貨幣の使用が開けず、物と物とを交換し、稻穀・布帛を以て通貨の用をなさしめてゐた。それは我國に金の産出が乏しきことも一つの原因をなしてゐることであらう。然しながら金銀が朝鮮・支那等より輸入せられるに至つても、多くは佛像その他貴重品の裝飾に用ひたのみで、錢貨としての使用は未だ發達しなかつた。

我國の史籍に錢貨のことが見えたのは、日本書紀の顯宗天皇二年(六八)に、その頃豐年で百

姓も富み、稻一斛を銀錢一文にかふとある。然しながら當時外國の輸入であつた銀錢を實際に用ひたかどうか疑はしく、この文は日本書紀の潤色より出たことで、後漢書の明帝永平二二年の條によつて文を成したものであることは、夙く先輩の説破したところである。(横山由清) また天武天皇十一年(六八)四月の詔に、「自今以後、必ず銅錢を用ひ、銀錢を用ふることを莫れ」と仰せられたとある。この後間もなく銀錢を用ひることを止められた。この時の銀錢は恐らく支那から輸入したものであらう。持統天皇八年(六九)三月に始めて鑄錢司の名が見え、大宅朝臣麻呂外二人がその官に任せられてゐる。その後、文武天皇三年(七〇)に、始めて鑄錢司を置いてその長官を任ずといふことが見えてゐる。これは前の持統天皇の時の記事と重複するが、前者はただその職を行はしめられたことを表はしたもので、文武天皇の御代に至つて始めてその役所が出来たものであらう。大寶令の制定せられるに及んで錢貨のことは大藏省の掌るところで、元明天皇和銅元年(七〇)正月、武藏國から和銅即ち自然の熟銅を獻じたので、これによつて錢を鑄て、これを「和同開珎」と稱し、更に年號を和銅と改められた。

かやうにして鑄錢のことが漸く進んだけれども、古來稻・布等を以て通貨に易へた舊習に慣れて錢貨の通用が發達せず。よつて救して貯錢を勧め、その多少によつて位を授けることを定められた。然しながらこれにも亦弊害が起り、位を望むままに私鑄が多くなつたので、

これに對する法律上の制裁を定めるやうなこともあつた。要するに、當時は國民の經濟がなほ未だ發達しなかつたのに、強ひて支那文化を採用しようとしたために、かくのごとき結果となつて現れたものであらう。

七、採 鑛

採鑛法もこの時代から漸く開けたものである。前にも述べたとほり、鑛物は古く韓から輸入したものが多かつたらしい。この時代から漸く我國で産出するやうになつた。即ち採鑛の方法が進んだのである。天武天皇二年(四七)に、對馬國から銀を出し、持統天皇五年(六九)に、伊豫國から銀を出し、文武天皇大寶元年(七一)三月、對馬嶋より金を貢した。また元明天皇和銅年間に武藏國から銅を獻じた。聖武天皇の御代に、東大寺の大佛を造るにあつて銅を諸國から徵發した。攝津・但馬・長門等の諸國からこれを獻じた。また大佛の鑄造が出来てから、これを塗るための黄金が乏しくて苦心してゐた時に、陸奥國司百濟王^{こんせし}敬福がその管内小田郡から出た黄金を獻つたことがある。

以上天武天皇以後諸方に鑛物の産出したといふ史實によつて見れば、その頃奈良奠都に至るまでの間に採鑛冶金の術が發達したことが知られる。これは主として韓人に負ふところが少くないであらう。その發見地が對馬であつたといふのも、地理の上から韓人の力が與つて

ゐるといふことを想はしむるものであり、また武藏國で銅を發見したのも、東國には多數の歸化韓人が住居してゐたからである。その發見者の一人たる金上无^{こじしやうむ}は新羅人の子孫であるといふ。陸奥國に於ける黄金の發見に關係あるものについて見ても、國司百濟王敬福は百濟國義慈王の子孫であり、またその發見者たる朱牟^{すむ}濱賣^{はなうり}は唐人の子孫であり、またこれを冶金した戸淨山は百濟人の子孫である。いづれにしても、直接もしくは間接に支那文化の影響を受けたものである。

八、音 樂

音樂について見るに、我國の上代の音樂は原始的のもので、その樂器といひその奏法といひ頗る幼稚なものであつたらしい。その稍々進歩したものを見るやうになつたのは、三韓及び支那よりの輸入を俟つてからのことである。そのほかに尙ほ印度や渤海のものも輸入せられてゐたけれども、多數は韓及び支那の音樂である。

我國上世固有の樂器はその形態及び色彩等に於ても殆ど見るに足るものがなかつたが、外國樂器の輸入によつて始めて藝術的に調和のある裝飾の進んだ樂器を見るやうになつた。我國固有の樂器としては、横笛・六絃琴がある。いづれも簡單なものであつた。然しながら外國の音樂に伴つて多數の樂器の種類が輸入せられた。三韓の樂器としては、高麗笛・新羅琴

(十二絃)、支那及び印度の樂器としては、絃樂器には琴(七絃)・箏(十三絃)・琵琶等、管樂器には横笛(又は龍笛)・篳篥・笙・簫・尺八等、打樂器には鐘・銅鈸・鉦鼓・太鼓・鞀鼓・雞婁・振鼓等、西域地方の樂器としては箜篌・阮箏が齎された。

これらの樂器は管にその種類の多きのみならず、その構造に於ても頗る進歩したものである。これを傳へた日本人はひとりその模倣にのみ苦心してゐたものであつて、その改良發達とか固有音樂との調和等の如きは、これを試みるだけの餘裕をもつてゐなかつた。従つて奈良時代から平安時代初期に於ける我國の音樂は、純然たる外國音樂、殊に支那音樂の模倣である。今日に傳はつてゐる舞樂について見るに、直接もしくは間接に支那傳來のものが多きに居るのである。

舞樂

我國の舞樂には、左舞と右舞とがある。左舞とは唐・印度地方傳來のもので、唐樂・林邑樂である。右舞は三韓及び渤海等より傳來のもので、これを總稱して高麗樂といふ。そして左舞は總て三十七曲あり、そのうち七八曲が林邑樂で、その他はいづれも唐より傳來したものである。その唐傳來の曲目のうち現存せる主なるものは次の如くである。

唐傳來の曲目

皇帝破陣樂 文武天皇の御代に遣唐使粟田道麻呂の持歸つたものと傳へられる。道麻呂の名は國史に見えないが、その時の遣唐使は粟田真人である。そして真人は姓で、道麻呂が

その名であらうかともいはれる。

團亂旋 傳來同上、

春鶯轉 傳來同上、

春庭樂 延曆年中に遣唐の舞生久礼真藏の傳へたものである。

賀殿 承和の頃に遣唐の判官藤原貞敏の傳へたものである。

その他傳來の時の明かでないものが凡そ十八ある。

北庭樂 三臺鹽 萬歲樂 裏頭樂 甘州樂 一 五常樂 喜春樂 赤白桃花

中央樂 威城樂 輪臺 青海波 秦王破陣樂 傾盃樂 賀王恩 太平樂

打毬樂 還城樂

等がある。

右舞は總て二十四曲あり、そのうちの十曲は渤海より傳はつたものといはれ、五曲は本邦製作にかかり、然も平安時代のものといはれ、残る九曲が三韓傳來のものである。その著名なものは次の如くである。

納蘇利 長保樂 蘇利古 王仁庭 狛梓 埴破 林歌 蘇志摩利

白濱

渤海并三韓傳來の曲

九、醫 術

醫 術 我國の古代醫術は一種の幼稚なる民間治療とでも稱すべきものであつた。然しながら奈良時代前後に於ては直接又は間接に支那の醫方が我國に傳はつた。且又印度の醫方をも間接に受入れて今までの面目を一新するものがあつた。

推古天皇十六年(八六)藥師惠日・倭漢福因を隋に遣はして醫を學ばしめたことがある。その後大寶令の制定せられるに及んで職員令及び醫疾令に於て詳細なる規定を設け、醫官の制度相應に具はつてゐた。然るに醫疾令は夙に佚して傳はらず、今は唯僅かに諸書に引用せられてゐる逸文によつて編じたものがあるのみであるが、それによつても當時醫方に關する規定の大體を知ることが出来る。又その職員としては、中務省に内藥司があつて、内藥正以下各

醫方に關する令の規定

その職掌が規定せられてゐる。更に宮内省には典藥寮があつて、典藥頭以下の職員がある。また醫師・醫博士・醫生・針師・針博士・按摩博士以下の職員があつて、醫事を掌つてゐた。

僧侶の醫師兼帶

この時代に於て佛法が興隆すると共に、僧侶が醫術の發達を援けたことも少くない。僧尼令に於て僧尼が疾を救ふことが許されてゐる。佛法によつて疾を癒すことを禱り、湯藥を施して病を療することは、僧尼の職分として認められてゐた。従つて僧侶にして醫師を兼ねた者が多かつた。聖武天皇が御病氣であらせられた時に、禪師法榮がよく病を看るによつて、

天皇に侍せしめられたことがある。同じ時に看病の禪師百二十六人を屈請するといふことがある。また靈異記には、紀伊國牟婁郡熊野村に病者があつて、永興禪師を勸請して看病せしめたといふことがある。(日本書紀卷第二下卷第二章)また僧玄昉が聖武天皇の御母皇太夫人宮子の看病を申上げたことも、僧侶が醫事に關する一例である。

玄昉が宮子夫人看病の事については、續日本紀に、皇太夫人幽鬱に沈み、久しく人事を廢し、「自誕天皇、未嘗相見法師、一看惠然開晤」とあり、この文句を卒然として見れば、夫人と玄昉との間に疑はしいことのあつたが如く見え、また一方に玄昉が内道場に入つて榮寵日に盛んに稍々沙門の行に乖けり、時人これを惡むとあるによつて、大日本史・元亨釋書以下の書には、玄昉に醜行のあつたやうに説くものが多かつたのであるが、佐藤誠實博士一たび續紀の訓點の誤なることを指摘し、これを改めて、「自誕天皇、未嘗相見、法師一看、惠然開晤」とすべきであるとし、即ち天皇を誕み給ひしより、未だ曾て天皇と相見給はざりしが、玄昉法師が一たび看病申上げてから惠然と開晤し、朗かに全快遊ばされたといふ意である。看は看病の看であつて、僧侶が病を看ることは令の規定にも許されてゐるところであると論じてより、この疑は晴れたのである。(續紀天平九年十二月二十七日、同十八年六月、元亨釋書)

天平勝寶年間に來朝した僧鑑眞が藥草のことに詳しく、光明皇后の御病氣の時に藥を獻じ

藥物獻物

て大いにその験があつて、功によつて大僧正を授けられた。
正倉院文書の中に、聖武天皇が大佛に獻せられた藥物の獻物帳がある。これはその藥草を東大寺の僧綱が管轄して、これを病者に頒つて大佛の慈悲を傳へしめんとする御趣旨より出たところのものである。これまた當時佛法によつて醫藥の事の進んだといふ一例を示すものであつて、同時に又間接に支那文化の影響を受けたことを示すものである。

一〇、風 俗

風 俗

風俗に於てもまた支那の風を摸することが多かつた。當時は上流社會に於ては殆ど全く支那の様式を擬してゐたのである。

建築の瓦

建築については、齊明天皇元年(五五)に宮殿を悉く瓦覆にしよとせられたことがあつたが、この時はこれを果されなかつた。その後、持統天皇は瓦を以て官舎を覆かしめられた。更に聖武天皇神龜元年(七二)には五位以上の者、及び庶民の富裕なる者は瓦舎を構へ、赤白(丹聖)で塗つたといふ。その頃から京の上流社會の家屋として瓦覆が用ひられたものと見える。

衣 服

衣服については四種の階級があつた。その第一は禮服、第二は朝服、第三は制服、第四は平服と稱した。禮服は元日又は一世一代の大典等に用ひたもの、朝服は高等官等の平生の服装であり、制服は普通の官吏等の用ひる服で、庶民も公式の場合にはこれを服した。平服は

制服の形態

大大論の人物

飛騨光壽
瓦の人物
像

上流社會
服裝の支
那服裝類
似

言ふまでもなく平常著る服であるが、その形態の詳細なることは知り難い。正倉院文書(四八、天平十七年)に、大大論と題して、一人の人物が口角を尖らし腕を扼して大いに議論でもしやうといふやうな様子を畫いたものがある。これは恐らく當時の寫經生等が戯れに描いたものであらうが、これが略々當時の制服であらうかと思はれる。また岐阜縣吉城郡國分村字上廣瀬小字屋敷(舊稱)出土の布目瓦に刻した一つの人物の像がある。その服装も亦右の大大論の畫とよく似てゐるところがある。右の四種の服裝のうち第一・第二・第三級は、いづれも隋唐の制度を參酌して造つたものである。當時上流社會の者の服裝が支那の服裝に酷似してゐる一例としては、正倉院御物の鳥毛立女屏風(前掲)及び藥師寺吉祥天等に描かれた風俗と、西域考古圖譜に載するところの喀喇和卓發掘の唐畫所畫の美人の圖并にドクトル・スタイン (Dr. Stein) の敦煌發掘品の中に見える美人の服裝と比較して見れば、思半ばに過ぐるものがある。尙、これに參照すべきものに、右にも述べた岐阜縣國分村(舊稱)出土の布目瓦破片に刻した婦人の裾廻りのみ見える圖がある。(圖版二二・一三・一四・一五・一六參照)

舞踏の流行

舞踏について見ても、當時の貴族階級が支那文物に對する憧憬の念の強く、彼の風俗を摸することの甚だしかつたことが知られる。即ちかの踏歌の流行したのはその一例である。踏歌は、もと支那に於て正月十五日即ち上元の夜、街路の上に萬燈を燃やし連ね、その下で足

を踏み鳴し拍子を取りつつ歌舞する風俗である。この風が我國に傳はつたのは、持統天皇七年(三六九)正月丙午(四六)に、漢人等が踏歌を奏すといふことが日本書紀に見える。これを初めとしてその後盛んに流行し、京畿に於ては廣く民間に行はれ、稱徳天皇天平神護二年(七六一)太政官符を以てこれを禁斷せられ、その後永く禁せられた。但しその風は、宮廷に一種の儀式として、毎年正月十四日又は十六日に、踏歌節會と稱して、唯一度これを行はせられる古典的の行事として存してゐた。また興福寺、熱田・住吉・鹿島等の神社にもその遺風を留めてゐる。(岩橋小波太氏「日本書紀史」)

民家に孝經を備へしむ

孝謙天皇天平寶字元年(七五五)詔して、民家各戸をして孝經一本を藏して精勤に誦習せしめられたのも亦唐の模倣である。即ち唐の玄宗を見習はれたものである。玄宗は從來孝經の注が區々であるのに慊らずして親ら御注孝經を撰び、且つ自らこれを石に書して立てた。これを石臺孝經といひ、今猶ほ陝西省の西安にあるといふ。玄宗は更に敕して毎家に孝經一本を藏せしめた。爾來十數年の後になつて、我國に於てこれを學んだのである。(國體(新文第十二編第九號)かくのごとく我國は唐の美風に倣つて文化の向上を圖つたことも多かつたが、一方に於てその弊害を受けたことも決して少しとしない。安積良齋の史論に、

我が邦衣冠文物典章之儀之を彼に取つて以て之を潤飾す、彬彬乎として其れ盛なり矣。而して

弊風陋習も亦往々之を傳ふ。孝謙帝僧道鏡を寵して大臣禪師と爲すが若きは、猶ほ武后の僧懷義を嬖して朔方道大總管と爲すが如し。淡路帝を廢して而して自ら位を復するは、猶ほ武后の中宗を廢して而して自立するがごとし。群臣尊號を上つて上臺寶字稱徳孝謙皇帝といふは、猶ほ武后の自ら天冊金輪大聖皇帝と稱するがごとし。又四字を以て改元し、天平勝寶と曰ふは、猶ほ武后の改元して天冊萬歲と曰ふがごとし。凡そ此の類武后の覆轍を踏むに非るはなし。(文原)

とある。新唐書則天武后の紀を見るに、懷義は白馬寺の僧で、僧薛懷義といひ、永昌元年に新平道行軍大總管となつて突厥を撃つてより屢々征戰に従事し、或は伐逆道行軍大總管となり、ついで朔方道行軍大總管となり、後遂に殺された。また武后の尊號にも屢々變遷あり、或は越古金輪聖神皇帝といひ、また慈氏越古金輪聖神皇帝といひ、また天冊金輪大聖皇帝といひ、このほかにもいろいろと變つてゐる。稱徳・孝謙皇帝の御號は、これに倣はれたものであらうが、光明皇后の天平應眞仁正皇太后といふ尊號も亦同一轍に出づるものであらう。則天武后の四字の年號には天冊萬歲・萬歲通天と二つあるが、我國には天平感寶・天平勝寶・天平寶字・天平神護・神護景雲の五つがある。そのほか紫微中臺・紫微内相等の官職の名も、唐制を摸したものであらう。

天平寶字三年(七五五)六月丙辰(三十一)に、百官及び師位の僧侶が敕を奉つて各々封事を上つ

僧侶の意見漢風に據るもの多し

た。その中に僧侶の上つた意見は漢風に據ることが多く、我國に施行するに穩かでない、官符を下しても世に行はれないものが多い、故に具載せず、と續日本紀に記してゐる。當時唐風模倣が如何に盛んであつたかを知ることができる。

第十八章 奈良時代に於ける日本文化獨立の徴候

唐の文化の選擇移

奈良時代の文化が唐の文化の輸入であるといふことは、既に述べたとほりである。然しながらその輸入たるや唐の文物を全くそのままに移し植ゑたものではなくして、その間に於ておのづから選擇に意を用ひたものである。即ち當時の國民の精神生活にも物質生活にも適應したものが選擇せられた。それが自然に落著いて發達したのである。

その一例
藝術

例へば藝術の如きも、多くは唐の藝術の影響を受けてその様式手法を模したといふけれども、それは唐の藝術の中から日本趣味に適したものを採り入れたのであつて、これを自分のものとして或點まで獨自の發達を遂げたのである。

かうして奈良時代の文化はその時代に相應する深さ高さを有してゐて、更にその間おのづから一種の理想を以て大陸文化を移植したのである。その理想とは何ぞ、曰く、日本文化の獨立、即ちこれである。そしてこの傾向は種々の事項に現れてゐるのであるが、以下その主なるものについて述べてみよう。

奈良時代の理想
日本文化の獨立

一、奈良奠都

奈良奠都は支那の制度を採つたものであるといふことは、前に述べたとほりである。然しながらその間におのづから彼に對立して、日本にもかくのごとき美はしき都城のあるぞといふことを示さんとする意向が、その根柢に横はつてゐたものであると思はれる。ここにその時代の理想が窺はれる。されば奈良京(京平城)の經營は大體に於て唐の長安の都を摸したものであるけれども、種々の點に於て獨創の考を加味してゐるといふことは、専門學者が我等に示すところである。

我が宮城及び朱雀門・朱雀大路等はその名稱を彼に倣つたものであるけれども、我はまた私の宜しきに従つたもので、宮城と皇城の別を設けず、また大小路及び區劃制度も彼にあつては多少整齊を缺いてゐるが、我のは井然として碁盤目の如く正しく區劃せられてゐる。この點に於ては遙に彼を凌駕してゐる。又彼にあつては縱横大路の區劃には一々固有の名稱を有し、爲に不整頓なる嫌があるけれども、我にあつては總て數字を以て稱し、横の區劃を條といひ、縦の區劃を坊といひ、何條何坊と稱して井然且つ便利である。その他朝堂の規模制度に於ても多少彼に範を採つたけれども、一層これを整備して新機軸を出してゐるのである。要するに、我が平城京は大體唐の制に倣つてこれを參酌したには相違ないが、濫りに彼の制度を踏襲せず、新生面を開いてゐる點に於ては彼に勝るものがあつたのである。(關野貞氏「平城京の研究」)

二、東大寺

次に述べべきものは東大寺の建立である。東大寺は支那に於ける大佛を摸するといふことが一つの動機であつたかと思はれる。その頃支那には龍門の奉先寺に十丈の大日如來像が造られ、天平二年(西曆七三〇年、唐開元十八年)には、海通嘉州の大江の濱に彌勒聖者の三十六丈もある大佛を作つたことがある。これらが聖武天皇の御心を動かしたものであらう。

かやうにして作られた五丈三尺の毘盧遮那佛を安置する殿堂こそ、實に三國一の大伽藍と稱せられたものであつた。今日存する大佛殿は元祿時代の再建にかかり、天平時代のものには比すれば頗る小規模のものである。現存のものは東西桁行百八十八尺餘、南北桁行百六十六尺餘、高さ約百八十七尺餘であつて、これを創建當時のものと比較してみれば、南北桁行及び高さに於ては大差はないが、東西桁行に於て約九十六尺を短縮してゐる。それでもなほ世界に於ける木造建築の最大なるものといはれる。天平創建當時の大佛殿の偉觀以て察するところができよう。これは實に聖武天皇が三國第一のものとしてその誇を示すために造られたもので、當時朝野の力を殆ど傾け盡したといはれるのも尤もであつて、これによつて我が文化の進歩を示さんとする意氣の盛んなるものあるを見るに足るものである。

○東大寺
支那の大
佛の模倣

三國一の
大伽藍

國分寺

國分寺は則天武后の大雲寺の制度に倣つたものであることは前に述べたとほりであるが、これまた我國の文化の彼に劣らぬものあるを示さうとする考から出でたものであらう。

四、歴代天皇諡號

歴代天皇の諡號

歴代の天皇の諡號の定められたのも、この時代である。これより前には、先代を稱するにのみ宮號を以てして、某宮御宇天皇と申した。例へば後に申す欽明天皇は斯歸島宮御宇天皇と申した。然しながら皇居が一定するやうになつてからは、宮號を以ては區別することができなくなり、諡號を稱へるやうになつた。然るにその諡はなほ國風の號を以て唱へた。例せば、後に申す持統天皇は高天原廣野姫天皇と申し、文武天皇を天眞宗豐祖父天皇と申した。奈良時代に至つて一般に唐風の諡號を奉ることとなつた。この唐風の諡號奉撰の時代については古來諸説があるが、天平寶字六年(七六六)の頃に淡海真人三船の撰したものである(但、文武・聖武の御二代はその以前に既に定められてゐた。)といふ説が従ふべきものである。(原本太郎氏「列聖漢風諡號の撰述」に就いて(史學雜誌第四十三號))
この諡號を定められたといふことも亦固より唐風の模倣より出でたものである。然もそれと同時に支那と對立するといふ考が根本に横たはつてゐることと認められる。

五、氏族志

氏族志の編纂

その五は氏族志の撰集である。淳仁天皇の時、氏族志を撰集しようとして果さなかつた。このことは新撰姓氏錄に「寶字の末」とあり、中臣本系帳には「寶字五年」とある。これは谷川士清の云ふやうに、唐の太宗の撰集した氏族志の影響によることであるけれども、又、我國の氏族の由來の古く遠きことを示さんとするとともに、彼の向うを張らうとする意氣の存することを見るべきである。この後、桓武天皇延暦十八年(七九九)に至り、天下に布告して本系帳を進めしめ、勘系所を設け、勘本系使を置いてその事を掌らしめ、姓氏目錄を編せしめられた。嵯峨天皇の時に中務卿萬多親王以下に詔して姓氏錄を作らしめられた。古記舊紀を探り、研精十年にして成り、弘仁六年これを奉つた。上は神武より下は弘仁に至る千百八十二氏を撰定し、分つて三部とし、皇別・神別・蕃別とした。これが即ち新撰姓氏錄である。

六、萬葉集

萬葉集

萬葉集が夙く漢學思想の影響を受け、又その名題取材の上に漢文學の暗示を受けたことが少くないといふことは、前に述べたとほりである。然しながらこれ又恐らくは支那に於ける文選及びその他の詩文集に對立しようといふ考より作られたものであらう。かやうにして上は遠く雄略・舒明・齊明・天智・天武・持統・元明・元正の各天皇より、下は鄙の庶民に至

るまで、あらゆる階級の人々が自國語を以てその思想感情を表はした詠歌約四千五百首を集めたこの一大歌集が、今を去る千二百年前に編せられたといふことは、實に世界に類ひ稀なる壯舉であつて、かくのごとき國文學の編纂が興されたといふことは、當時國民の自主觀念の盛んに發達したことの象徴と見るべきものである。

七、日本の國號

日本の國號
初は「やまと」と稱す

我國の國號日本も亦この時代に定められたものである。日本といふ國號については、古より學者の間に様々の説がある。然し初めは我國を「やまと」と稱へたことは確かであらう。それは、日本書紀神代卷に諾冊兩尊が大日本豊秋津嶋を産み給ふ條に、「大日本此云耶麻騰」とあるによつて明かである。日本といふ文字は、日本書紀の舒明紀に始めて見えてゐる。これを「にほん」或は「につほん」と讀んだといふ説と、「ひのもと」と讀んだといふ説とがあるが、これは「やまと」と讀んだらしい。「やまと」に「日本」の字を充てたのは、舊唐書に「其の國日邊に當る」といふにより、新唐書には「使者自ら曰ふ、國日の出づる處に近し、以て名と爲す」とある如く、日出づる處に近いといふ理由から出でたものらしい。即ち、やまとの國は日の本であるが故に、從來の倭の字を捨て、好字を當てて「日本」の字を採つたのであらう。我國が日の本であるといふ思想は、推古天皇の時に聖德太子が隋國に贈つた國

「日本」の字を充つ

書に「日出處天子致書日沒處天子」とあるによつても察せられる。

「日本」の文字を用ひはれた人は我國人なり

次の問題は「日本」といふ文字が最初邦人によつて用ひられたか、將た外國人によつて用ひられた文字が我國に行はれるやうになつたかについて、古來學者の間に異説が區々であるが、これは我國人が使用し稱へ始めたといふ説が良いやうに思ふ。

始めて「日本」の文字を用ひたる時代

次に「日本」といふ文字が始めて用ひられた時代については、推古天皇の時には未だ用ひられてゐなかつたことは、隋に贈られた國書に「日出處天子」とか、「東天皇」とかあるによつて知られる。その後、古事記の編述せられた和銅五年(七二二)には未だ用ひられず、日本書紀の成つた養老四年(七二二)には既に用ひられてゐるのであるから、和銅五年と養老四年との間に於て始まつたことであらう。

この國號を定めたといふことは、又以てこの時代に於ける支那對立の觀念の盛んであることを看るに足るものである。

以上列擧した事項を以て考ふるに、奈良時代の文化は固より支那の模倣に富んでゐることは事實である。この模倣といふ語を氣にかけて忌避するものもあるが、模倣必ずしも卑しむべきではない。模倣してよくこれを消化し、更に獨得の進歩を致すところに日本の長所があるのである。且又、奈良時代に於ては、必ずしも總てが支那文化を盲目的に鵜呑みにしたも

支那文化の鵜呑みにあらず

のではなくして、その間におのづから日本的文化の獨立てふ徵候が現れてゐることは、上に列擧するところによつて明かであり、國民の自主觀念が漸く進んでゐたといふことが認められるのである。

國家意識の旺盛

國史の編纂

奈良時代は國家意識發揚の頗る旺盛な時代であつた。大化改新以後約百年、その間中央集權の實大いに擧り、國家統一事業は著々進行の度を進めた。この結果國民の自覺は大いに盛んになつた。古事記及び日本書紀の編纂は、まさにこの自覺の結晶といふべきである。

古事記

古事記は、天武天皇の時に稗田阿禮をして諳誦せしめられた太古以來の傳説を、元明天皇の御代に太安萬侶に敕して文章に著はさしめられたものであつて、その著の完成して奏進せられた時は、和銅五年(七二二)であつた。抑々國史の編纂は聖德太子以來の計畫であつたが、太子がこれに著手せられた後間もなく薨せられ、ついでその草案は不幸にして蘇我氏の亂に罹つて殆ど全く失はれた。そして古事記は實にその理想を承けて遺業を繼いだものである。その稗田阿禮をして太古以來の傳説を諳習せしめたといふことは、それらの傳説を統一し整理して組織立てしめたことであらう。古事記は古來の傳説を初生のままに記録したものでない。或る一个の主義理想の下に編纂したものであらう。建國に關する古傳説がここに顯はされてゐるのであつて、これ即ち奈良時代の國民の理想を示したに他ならぬのである。

日本書紀

日本書紀は、舍人親王等が敕を奉じて、十數人の編纂者と共に太古以來の國史を漢文を以て著され養老四年(七二二)に完成したものである。その編纂の趣旨は古事記と同じであるが、これは特に漢文を以て記されたところにその理想の顯著なるものが見られる。即ち外國人もこれを示さうといふ考から出たものであらう。そして日本書紀に文飾の多きことも、また紀年を立てて月日を詳かに掲げ一々の史實をこれに載せたことも、一に支那の史書の體裁を模倣せんがためであるといはれてゐるが、これ亦支那に負けじといふ自主自覺の念より發したものであらう。

國體觀念の沿革を一時期を以て

ここに注意すべきことは、我が國體觀念がこれらの國史、殊に日本書紀によつて明確に現されたといふことである。天照大神が皇孫瓊杵尊に謂はゆる神敕を下し、三種神器を授け給ひしこと、日向三代を経て、神武天皇が東征の業成りし時の詔のこと、その後、天照大神の御子孫歷世相承けてこの土に君臨し、以て長へにこの國土人民を治め、また天津日嗣は必ず皇緒を立つることなどは、いづれもこの書によつて明示せられたのである。ここにこの時代の理想が顯著に現されてゐることがわかる。奈良時代は實に國體觀念の沿革に於て一の時期を劃するものである。

道鏡一件

この時代に於て起つた道鏡の一件の如きも、和氣清麻呂の誠忠と藤原百川永手等の政策宜

しきを得たことによつて、道鏡の非望を抑へ得たのであるが、然もこのことは、その根柢に於て、時代の精神として一般國民の間に國體觀念の進んでゐたことにも由ると思はなければならぬ。

聖武天皇天平二十一年（七四九、天）陸奥國より黄金を出したることによつて、詔書を下された

大伴家持の歌

ことを賀する大伴宿禰家持の作つた歌に、

大伴の、遠つ神祖の、其の名をば、大來目主と、負ひ持ちて、仕へし官、海行かば、水漬く屍、山行かば、草生す屍、大皇の、邊にこそ死なめ、願みは爲じと言立て、丈夫の、清き彼の名を、古よ、今の現に、流さへる、祖の子等ぞ（前使時、卷十八）

といひ、また孝謙天皇天平勝寶七年二月十四日、常陸國の部領防人使大目正七位上息長真人國島が進れる歌に、

防人使息長國島の歌

今日よりは願みなくて大君の醜の御楯と出で立つ吾は（萬葉集、卷二十）

と詠んだものの如きは、皆當時國民の自覺の現れたものである。

當時國民自覺の一例として、日本書紀持統天皇四年（〇六九）の條に、軍丁筑紫國上陽咩郡

大伴部博麻の話

大伴部博麻が新羅の送使に従つて筑紫に還り、十月詔してこれを賞せられたといふことがある。博麻は、齊明天皇七年（一六六）百濟を救ふ役に於て唐の軍に虜にせられ、土師連富杼・氷

連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元寶兒等四人と共に唐に連れて行かれた。天智天皇三年（四六六）

に及んで、唐人が我國を伐たんとする謀あるを聞いてこれを朝廷に報せんとしたが、衣糧無きによつて達すること能はざるを憂へ、博麻は自らその身を賣つて他の四人の衣食に充てんと請ひ、これによつて富杼等は博麻の計のままに従つて歸國し、唐の密計を天朝に通ずることを得たが、このために博麻は異國に滞留すること三十年に及び、持統天皇四年に至つて始めて歸國することができたのである。天皇は「厥の朝を尊び國を愛し、己を賣つて忠を顯す」を嘉せられ、これに位を賜ひ、併せて純・綿・布・稻・水田等を賜ひ、尙ほ水田は曾孫にまで及ぼし、三族の課役を免じてその功を彰された。この事例の如きは當時國民自覺の發達してゐたことを徴するに足るものである。

新羅との交渉に於ける我が態度

この時代に於ける新羅との交渉に當つて彼の態度に不遜なるものあるを以てその使を入京せしめず、太宰府より逐ひ返し、或は使を遣はしてこれを詰問し、或はその調貢を改めて土毛と稱するを以てその無禮を責めてこれを却け、遂にはこれを征伐せんとしてその計畫を起したなど、頗る強硬なる態度を以て臨んだのも亦、當時我が國民の自覺の進んだことを示すに足るものであらう。

佛教の現れたる國民的自覺の上

國民的自覺の閃きは、佛教の上にもこれを認めることができる。それはこの時代に於ける

國家のため
の祈禱

祈禱が國家のためにするものが多いことを見ても察せられる。佛教の渡來した當初にあつては、主として現世の利益を祈り、或は個人の病氣に對する祈禱等が多く行はれた。然るに奈良時代前後よりはその祈禱に國家的のもの、國家の安穩繁榮を希求するものが多くなつた。

護國經の
讀誦

即ち天武・持統兩天皇の御代の前後より奈良時代にかけて金光明經・仁王經等の、國を守つて安穩ならしめ、災厄を禳ひ、安民豐樂を祈る經文が多く講宣讀誦せられた。これは一般國民に國家意識が發揚せらるるによつて、おのづから經文の中に於てもこれに適當せるものを選ばれ、従つてこれらの經文が多く用ひられるやうになつたものと思ふ。

金光明最勝王經の
趣旨

金光明經は舊譯で、四卷である。後に新譯十卷本が出来てこれを金光明最勝王經といひ、この方が多く用ひられた。この經文所説の要旨は、國家を統治するは一に正法の興隆によるといふことを説いたものである。金光明最勝王經の卷三「滅業障品」には、先づこの鎮護國家の旨が明示せられてゐる。即ち、佛の大光明によつて五濁惡世の真相が暴露せられ、一切衆生の業障が顯れる。その業障は懺悔によつて總て滅除せられ、衆生は輪廻の罪から脱却して菩提佛果を得、そしてこの經を講宣流布するところには、國土人民は諸天に擁護せられて種々の勝益を得、その勝益の中に國土の四益といふものがある。一には國王無病諸の災厄を離る、二には壽命長遠にして障礙あることなし、三には諸の怨敵無く兵衆勇健、四には

國分寺創
立の詔

安穩豐樂にして正法流通す、何を以ての故に、かくのごときの人王は常に釋梵四王藥叉之衆ともに守護をなすが故に、といふのである。そしてこの金光明最勝王經の趣意は又、天平十三年の國分寺創立の詔にも引用せられてゐる。即ちその詔には、

經を案するに云はく、若し國土有つて、此の經王を講宣讀誦し、恭敬供養し流通せば、我等四王常に來つて擁護し、一切の災障皆消殄せしめ、憂愁疾疫また除き差えしめん。所願心に遂したひて、恆に歡喜を生ぜんてへり。

とある。この句はこの滅罪業障品より採られたものである。更に「四天王護國品」にも亦この意味が敷衍せられてある。

仁王經の
趣旨

金光明經と相竝んで奈良時代前後に多く讀まれたものは仁王經である。仁王經は具さには仁王護國般若波羅密多經といふ。仁王とは釋迦在世の時、佛教を信じて、その外護の任に當つた諸國の國王をいひ、これらの王に般若波羅密多（即ち菩薩の不行）を付囑し、國に厄難災異の現るる時、般若を受持讀誦すれば、これを免るることを得といふ趣意を述べてある。

この仁王經を講説し、これを供養し、以て國家安穩を祈る法會を仁王會といふ。この經は齊明天皇の御代に始めて講せられ、ついで聖武天皇の時には禁裡及び諸國にひろく行はしめられ、その後宮中に於て盛んに講せられ、更に平安時代を通じて行はれるに至つた。

以上のやうに、これらの護國の經典が選まれて講宣讀誦せられたのは、畢竟國民の自主觀念がこれらの經文の護國思想と結びついたためであらうと思はれる。

そしてその精神が事實の上に具現したものが、國分寺の創設及び東大寺の建立であつて、その根本となつたものは護國救民の精神である。この精神が勃然として興つて佛教の上に意識的に具現せられたものに他ならない。即ち、東大寺が中央に建立せられ、國分寺が各地方に設けられ、國家組織の制度と相照應して、政治上に中央政府に對して地方國司が存する如くに、教界の上には東大寺が總國分寺として地方國分寺の上に立てるが如き意味に於て建立せられ、かくて政教相關の妙用を發揮し、俗界及び精神界に統治の連絡を圖つたのである。

悔過

次にこの時代に悔過といふ修法が盛んに行はれた。即ち藥師悔過・吉祥悔過・阿彌陀悔過等である。悔過といふのは、毎年國家又は個人の罪障を懺悔し、災殃を免れんことをその本尊即ち藥師如來・吉祥天・阿彌陀如來等に祈願するをいふのであつて、天武天皇朱鳥元年(六八)七月、天皇の御惱平癒祈願のため宮中に於て悔過を修し、また聖武天皇天平十一年(七三)七月には五穀の成就を祈つて天下の諸寺をして經を轉讀せしめ、并に七日七夜の悔過を行はしめられた。然しこれらはその本尊が何であつたか詳かではない。また天平十六年十二月には、天下諸國をして一七日間の藥師悔過を行はしめられ、更に淳仁天皇天平寶字の頃には、恆例

東大寺と國分寺創立の趣旨

の儀式となつたらしい。稱徳天皇天平神護三年(七六七、神護景雲元年)正月八日に敕して、畿内七道の諸國に一七日間各々國分寺に於て吉祥天悔過を行はしめ、この功德によつて、天下太平に風雨時に順ひ五穀成熟を禱られた。かくのごとく國家太平のための悔過、國土安穩を禱るための悔過を修するといふところに、この時代の佛教の特質を窺ふに足るものがある。

國勢の發展

奈良時代に於ける國家意識の發揚の盛んであることは、まさに右の如くであつた。大化改新以後凡そ一百年、この間中央集權の實大いに舉り、國家統一の業は著々進捗し、國勢大いに發展し、東北地方拓植の業も亦著しく進んだ。蝦夷については、景行天皇の御代に日本武尊の征伐せられた後、更に御諸別王を遣はして東國を鎮撫せしめ、その後、仁徳天皇・敏達天皇・舒明天皇の御代にも、將を遣はしてこれを征せしめられたことがある。孝徳天皇大化の頃は越後方面の征討も稍々進んだらしい。即ち淳足(磐原郡中)・磐舟(磐前郡)等の柵が作られた。

東北地方拓植の進歩

齊明天皇の御代には、阿倍臣比羅夫が秋田地方の蝦夷を征し、更に北方津輕地方にまで進み、尙ほ肅慎に及んで、俘虜を獲て歸つたことがある。肅慎については古來いろいろ説があるが、今日の北海道に近い所で、その本據は樺太であつたらしい。そして阿倍比羅夫の蝦夷征伐を以て、奥羽經營は一段落を告げたものである。その頃朝廷に於てはひたすらに蝦夷懷

柔に努めた。或はこれに官位を授け、或はこれをその地方の郡領に任じ、更にまた佛教を以てこれらの同化を圖つたことなどもある。

佛敎に依る蝦夷の懷柔同化

持統天皇三年(六八)には、陸奥の蝦夷には鬢髪を剔つて沙門になつた者もある。また越の蝦夷の沙門になつた者もあつた。各々佛像・佛具を賜はつたこともある。元明・元正兩天皇の御代に於ては治蕃の業が大いに進み、殊に出羽方面に於て著しく進捗し、元明天皇和銅年間には出羽柵(羽前國(山形縣)東)を設けられ、始めて出羽國を置かれた。聖武天皇天平五年(七三)に出羽柵を秋田村高清水岡(羽後國南秋田郡、今の秋田市の北)に遷した。この時にあたり陸奥・出羽兩方面の連絡不便であつたので、天平九年に、

- 多賀 (陸前國宮城郡多賀城市川)
- 玉造 (陸前國玉造郡岩出山町及び眞山村附近)
- 新田 (同 國登米郡新田村)
- 牡鹿 (同 國石巻市附近)
- 色麻 (同 國加美郡色麻村字四籠)
- 出羽大室 (羽前國北村山郡玉野村大字上ノ畑)
- 玉野 (同 國北村山郡玉野村)

比羅保許山 (同 國最上郡及位村)

の間の道を開き、全面の防備となし、更に秋田郡との連絡を圖つた。

淳仁天皇天平寶字二年(八五)に陸奥國の浮浪人、坂東の兵士、役夫を徵發し桃生城(陸前國本吉郡本吉町)・小勝柵(羽後國雄勝郡、今の秋田縣雄勝郡)を造らしめ、柵戸を置き器仗を貯へしめた。ついで稱徳天皇神護景雲元年(七六)には、伊治城(陸前國栗原郡)を築いて郡司を此處に移した。

この後も努めて植民を勧め、治蕃の業益々進んで、奥羽の經營はここに一段落を劃して皇威大いに宣揚せられた。聖武天皇が奈良の大佛建立の前に近江國甲賀郡に大佛鑄造を企てられた時の詔の中に、

夫れ天下の富を有つ者は朕なり。天下の勢を有つ者も朕なり。

と仰せられたが、その御意氣の壯大なることは、嘗に天皇の豪華を好ませられた御氣質よりのみ仰せられたのではなくして、實に當代の雄大にして生氣潑刺たる時代精神の發露であり、まさに國民的自覺の著しき、國家意識の旺盛なるを示す所以である。この潑刺たる元氣はやがて時代の文化に反映し、雄渾壯麗なる天平時代の相を産み出し、時の人をして

青丹よし寧樂の都は咲く花の薫ふが如く今盛りなり

と詠はしめるに至つたのである。

時代精神の發露

第十九章 奈良時代の地方文化

交通の發達

奈良時代の地方文化について考ふべきことは、先づ交通發達の問題である。大化の改新に於て驛馬・傳馬の法が設けられ、驛に驛馬、郡に傳馬を置き、官使の旅行、調貢の運搬等の便宜が相當に計られた。驛馬は至急を要する官人の乗用に、傳馬は至急を要せざる旅行にあつた。大寶令の制度に於ては、厩牧令の中に、諸國の道路を分つて大路・中路・小路とし、大路は山陽道、中路は東海道・東山道、小路はその他の道とし、凡そ三十里毎に一驛を置き、驛毎に驛戸を置き馬を飼養せしむることとした。この里は支那の里であつて、即ちその制度は支那の制によつたものである。その後和銅六年(三二)には木曾山道が開け、かやうにして漸く交通の便が進んだのである。然しながら當時旅行の實情については猶ほ甚だ不便なものがあつた。國司が赴任するとか或は官使往復の時などにこそ、驛馬・傳馬をも使つたことであらうが、庶民の旅行に至つては、皆自ら糧食を擔ひ、或は路傍の家に飯などを借り、路の邊で自ら飯を炊いで食事をしたのである。これは大化改新の詔の中に見えることであつて、當時交通が未だ發達しなかつた時の状態が察せられる。されば旅行する者は夜が來ればそこ

庶民旅行の不便

に人家でもあれば頼んで一夜の宿を請ふのであるが、もし人家でもなければ野原の中に木の根を枕として夜の明けを待つばかりである。萬葉集(二四)に、

家にあれば筒に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛る

とあるは、當時の旅行の實際を詠じたものであらう。されば諸國の役民の或は防人として邊海の守りに赴き、或は分番交代して京師に參勤する者の期満ちて郷里に歸る時に、糧食盡きて路傍に餓死する者も少くない。そこで、元明天皇の御代に敕して、郡の稻を割いて便利な土地に備へ置き、旅人等には錢を携へしめ、望に應じてその稻と交易せしめ、以て糧食携帯の勞を省き、往還の便を圖らしめられたことがある。(續日本紀卷五、和)

かやうにして年所を経る間には往還の人数も漸く多くなり、従つて道路又は驛家等の改良も計られ、交通の利便も増したことであらう。正倉院文書によつて見るに、天平の頃諸國往復官使の數は意外に多いものであつた。天平十年の駿河國正稅帳(大日本古)に、その一年間に當國を往來した各種の傳使のために食糧を支給した人数を載せてあるが、總數凡そ六十餘件に及び、その人数凡そ百十餘人、他に俘囚百十五人と防人百八十二人とを數へる。然もこれはその正稅帳の全部でなく斷簡であるから、その全數は幾許であるか詳かでない。同じく天平十年の周防國正稅帳(大日本古)の斷簡には、四月より十二月までの傳使四十二件を記してそ

天平の頃諸國旅人の往復

の人数凡そ二百十餘人に及び、その中には流人もあり、防人もあり、相撲人もあり、大宰府より進上の銅竈部領使・法華經部領使もあり、また大宰府より進上の御鷹部領使もあり、これに添つた御犬もあり、耽羅嶋人二十一人もあり、また大宰大貳紀朝臣の骨送使の一行二十餘人もあり、また別に京に向ふ防人の食糧をも記してあるが、その人数推算凡そ二千人に垂んとしてゐる。

正税帳に記された旅行者はその國の傳使の類又はその國を通過の際、國費の支辨を受くるものに限つてゐる。故に、自費又は本國の費用を以てする者は、これを載せてゐない。即ち諸國の調庸等の運脚は自費旅行に屬し、また諸國より進上する年料等の運脚は各々その本國の正税を以て支辨するものであるから、その通過國の正税帳には載せてない。そしてそれらの運脚は各國毎に數百人或は數千人を超えるものが多いやうであるから、驛家の繁昌はそれによつても察せられる。天平九年の但馬國正税帳(大日本古史文書卷二)には「運雜物向京夫壹阡陸拾人」とある。その貨物量と運脚との比例によつて、天平六年の尾張國正税帳(大日本古史文書卷一)に記された年料進上に要する運脚の數を計算すれば、凡そ三千人を要することとなる。但し尾張國正税帳は殘闕であるがために運脚の數が見えない。この他の國々に於てもその詳細は知り難いが、大體これに似たものであらう。かくのごとく多數の運脚が京師へ往復することによつて、

途中の交通の發達を促し、地方文化の進歩に貢獻するところまた大なるものがあつたであらう。

防人の往復

防人の出る國々は、正倉院文書及び萬葉集等によつて見れば、伊豆・甲斐・相模・安房・上總・下總・常陸・駿河・遠江・信濃・上野・下野・武藏等であつた。これらの諸國より九州地方へ年々幾百幾千の防人が往復したのである。

僧侶の巡行

僧侶が地方を巡化し、これに伴つて、土木事業を起して交通の便を圖つたことも少くない。その著しい例として行基の事蹟がある。行基は諸國を巡遊つて深山幽谷を開き、橋梁を架し、池溝を鑿ち、道路を修め、船を置いたことなどが傳へられてゐる。また播磨より攝津に至る間に、五つの泊を作つたことも有名な話である。即ち櫻生泊(播磨國揖保郡櫻生村)・韓泊(同國加古郡高野村)・魚住泊(同國明石郡西島)・大輪田泊(同國武庫郡兵庫)・河尻(淀川)等である。

更に道登が宇治橋を架けたこと(宇治橋)があり、また東大寺の僧普照が道路の兩邊に果樹を植ゑ、これによつて夏は暑を避けて此處に疲を息め、飢ゑたときにはその實を食ふことにしたいといふことを奏聞したことがある。(續日本紀、神護景云元年六月二十二日院政官符)又、僧壽應が善誘して筑前鐘崎の船瀬即ち港を造らしめ、その工事に與つた筑前國宗形郡大領宗形朝臣深津及びその妻竹生王等に位を授けられたこともある。(續日本紀、神護景云元年八月の條)

國分寺と
地方文化
の發達

かくのごとくして佛教に伴つて地方文化の進歩發達を促されたことは、各種の方面に認められるのであるが、中でも聖武天皇天平十三年(七四二)に、詔を以て天下一般に設けられた國分寺の創設は、殊に地方文化の發達に著しい効力があつたことと思はれる。地方の文化は實にこれらの寺院を中心として、且つ絶えず中央の都の文化と交通連繫を保ちつつその刺激を受けてゐたものであらう。國分寺には僧二十人、國分尼寺には尼十人が居ることに定められ、そのほか各國に講師又は讀師が居て、これらの僧尼等の誦經講論等は地方人民の精神の上にも少からざる教化を與へたであらう。

國分寺以外の寺院と雖も亦その地方の文化促進に大なる貢獻をしたもの多く、それらの寺院も各地方に互つて意外に多く建立せられてゐた。それらは文献に見えるものは勿論、また文献に現れぬ寺址等が発見せられ、或は發掘された瓦等の研究によつて、この時代に屬することの證明せられたものも少くない。文献に見えるものとしては、日本書紀を初めとして續日本紀・資財帳・風土記・懷風藻・萬葉集・正倉院文書等によつて知られるもの凡そ一百三箇寺あり、寺址發掘の瓦等によつて明かにされたものが凡そ二百九十三箇寺あり、合計凡そ三百九十六箇寺、そのうち重複する二十七箇寺を除いて、計三百六十九箇寺が數へられる。これらの寺院はその地方によつて凡そ四つの中心をなしてゐる。その第一は京畿地方で、

國分寺以
外の寺院

言ふまでもなく大和國が最も多く、以下河内・和泉・攝津・山城等の順位で、更に近江・伊勢・美濃・尾張等の諸國がこれに次いでゐる。第二は九州地方で、筑前國がその中心をなし、第三は關東地方で、下野國が中心となり、第四は中國地方で、出雲・美作・備前・備中・讃岐等がその中心となつてゐる。

以上の數字は大正十五年一月發行考古學雜誌第十六卷第一號に載する所の石田茂作氏の「奈良時代の文化圏に就いて」に據るものであるが、同氏はその後も調査を續けて昭和十一年に「飛鳥時代寺院址の研究」と題する巨篇を發表された。これには飛鳥時代の寺院址として全國に互つて凡そ五十八箇を擧げてゐる。その大部分はここに擧げた三百六十九箇寺の中に屬するものであらうけれども、中にはこの數字の上に加ふべきものも若干はあらうかと思はれる。

今、文献に見ゆる寺院のうち京畿以外の地に於ける寺院の著しきものを擧ぐれば次の如くである。

一、上野國山名村碑に放光寺の名が見える。この碑は同國綠野郡(郡名)山名村山上(村山名)に在り、その碑文にある「長利僧」は放光寺の僧であつて、この地にはもと觀音堂があつた。それが即ち放光寺であらうといふ。碑文の中の「辛巳歲」は天武天皇九年(六八二)

上野山名
村放光寺

出雲風土記に見ゆる寺

二、出雲風土記には多く寺院の建立のことが見える。その一つは教吳寺といひ、出雲國意宇郡(今、八束郡)舍人郷に在つて五層塔もあり、僧教吳の造るところである。そして教吳は天平五年(三七三)に出雲風土記の勘進當時散位大初位下であつた上腹首押猪之祖父であるといふから、同年より凡そ五六十年前、即ち天武天皇の頃である。

このほか意宇郡に新造院三箇所、楯縫郡(今、藤井郡)に新造院一箇所、出雲郡に新造院一箇所、神門郡(今、藤井郡)に新造院二箇所、大原郡に新造院三箇所がある。

妙心寺の鐘に見ゆる寺

三、京師妙心寺所藏の鐘はその銘によれば、筑前國の糟屋評造春米連廣國の鑄たもので、「戊戌年」は文武天皇二年(六九)に當る。その寺の名は明かでないが、寺院の建立せられてゐたことは明かである。

下野薬師寺

四、下野國薬師寺

筑紫觀世音寺

五、筑紫國觀世音寺

右の二つはいづれも天平年間に建てられたもので、その戒壇は東大寺の戒壇と相竝んで天下の三戒壇と稱せられた。

日光中禪寺

六、下野國の日光中禪寺は僧勝道が始めて開いたもので、その時代は恐らく奈良時代の末

であらう。空海の作に成る「勝道上人碑」の文は、性靈集の中にも收められてゐて確かなものである。(但、今日京都の神護寺に存する勝道上人碑は、空海の自筆と傳へてゐるけれども眞蹟ではない。)

以上はその著聞せるもののみであるが、このほか鎌谷木三次氏著「播磨上代寺院址の研究」に據れば、同國に存する寺院址で、その礎石又は瓦等によつて奈良時代又はそれ以前の寺院址と認むべきものは、昭和十一年までに發見せられたもの凡そ三十四を數へるといふ。このほか各地方には尙ほ多くの無名の寺が存してゐて、これらによつて、地方民が精神的にも物質的にも多大の潤ひを與へられてゐたことが察せられる。

地方に於ける學問の普及

地方に於ける學問の普及については、この時代に相當に看るべきものがあつた。地方の學校を國學といひ、國博士を教官とし、每國これを置き、主として郡司の子弟を教育した。

文武天皇大寶三年(三七〇)國博士は部内及び傍の國より採り用ふといふ近江朝廷の令の規定の範圍を弘めて、もし傍國にその人なきときは式部省に申せ、然る後に省に選擬して更に處分を請へといふことに改められたのを見れば、當時國學の規定が實際に施行せられたことを窺ふことができる。

元正天皇養老七年(三七二)には、每國に國博士を置くことを停め、按察使の治むるところの

みこれを補し、自餘の國は便宜これを兼管せしめた。そして按察使所在の國とは、

- 伊勢 管伊賀・志摩
- 武藏 管相模・上野・下野
- 遠江 管駿河・伊豆・甲斐
- 常陸 管安房・上總・下總
- 美濃 管尾張・三河・信濃・諏方・飛驒
- 越前 管能登・越中・越後・佐渡
- 丹波 管丹後・但馬・因幡
- 出雲 管伯耆・隱岐
- 播磨 管備前・美作・淡路
- 伊豫 管阿波・讃岐・土佐
- 備後 管備中・安藝
- 長門 管周防・石見
- 陸奥 管出羽
- 大和 管紀伊

等の十四箇國である。そして國博士は按察使の下にあつて管隸諸國の教育を掌つたのである。

(續日本紀、養老三年七月・同五年八月・同七年十月等の條) このほか九州太宰府の管轄として各國博士が多くあつた。光仁天皇寶龜

十年(九七七)には、博士の國を兼ねることは學生が糧を齎すに勞するにより、これを改めて大

寶令の制度の如く毎國一人といふことに復した。(續日本紀、寶龜十年閏五月)

又、各地方に於ける國學がその地の文化の催進に與つて功の多かつたことは、それらの各

國に於て釋奠を行つたことなどによつても知られる。聖武天皇天平八年(六七三)の薩摩國正稅

帳(大日本古) (文書卷二)に、「春秋釋奠料稻玖拾貳束云々」とその内譯を細記して、

先聖先師并四座料稻壹束陸把

國司以下學生以上惣七十二人食稻壹拾肆束肆把

脯參拾壹斤 直稻參拾壹束

鰯參拾陸斤 直稻參拾陸束

雜膳壹斗伍升 直稻陸束

雜菓子參斗 直稻參束

酒捌斗

等と記されてゐる。かやうな釋奠その他元日拜朝廷等の諸禮は諸國に於ても盛んに行はれ

18219

第二篇 上古—奈良時代
たことであらう。

二八四

〔日本文化史（第一篇）—終〕

昭和三十三年二月二五日 初版印刷
昭和三十三年二月三〇日 初版發行

日本文化史 I

定價 三〇〇圓
送費 四〇〇圓

著者

辻善之助

發行者

東京都千代田區神田宮本町一〇
瀬藤五郎

印刷者

文壽堂印刷株式會社

發行所

東京都千代田區
神田宮本町一〇

株式會社

春

秋

社

會員番號 A一一九〇六二
振替口座 東京二四八六一

(河手製本)

日本文化史 全七册

- 第一篇 上古—奈良時代
- 第二篇 平安時代
- 第三篇 鎌倉時代
- 第四篇 吉野・室町時代・安土桃山時代
- 第五篇 江戸時代 (上)
- 第六篇 江戸時代 (下)
- 第七篇 明治時代・索引

87

211

Ts41

終